

第2期

蘭越町子ども・子育て支援事業計画

令和2年4月

蘭越町

目 次

第1章 計画の概要.....	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の法的根拠と位置付け.....	1
3 計画の期間.....	2
4 策定体制.....	2
第2章 子ども・子育て支援の基本的な考え方.....	3
1 子ども・子育ての基本理念.....	3
2 基本的な考え方.....	3
第3章 子ども・子育て支援事業計画.....	4
1 教育・保育提供区域の設定.....	4
2 教育・保育の提供体制の確保.....	5
3 地域子ども・子育て支援事業の充実.....	10
4 専門的な支援を要する子どもや家庭への支援の充実.....	16
5 食育の推進.....	17
第4章 計画の推進体制.....	18
1 計画の推進に向けた役割.....	18
2 計画の推進に向けた3つの連携.....	19
3 計画の達成状況の点検・評価.....	20
参考資料1 蘭越町の子ども・子育てに関する現状.....	21
1 人口の動向.....	21
2 子育て支援の状況.....	25
3 将来人口推計.....	28
4 ニーズ調査結果.....	29
参考資料2 第1期事業計画の評価等.....	38
1 教育・保育.....	38
2 地域子ども・子育て支援事業.....	40
参考資料3 蘭越町子ども・子育て会議委員.....	47

第 1 章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

長らく進行を続けている我が国の少子化は、核家族化の進展、地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加、多くの待機児童の存在、児童虐待の深刻化などを背景として、それらが相まって、一人ひとりの子どもが健やかに育つ環境が大きく揺らいでいます。

「子ども・子育ての支援」とは、子育てについては保護者が第一義的な責任を果たすことを前提としながらも、上記の環境の変化を踏まえ、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、親としての成長を支え、子育てに喜びや生きがいを感じることができるよう支援していくことです。そして、そうした支援によって、より良い親子関係を形成していくことで、子どものより良い育ちにつなげていこうというものです。

子どもや子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、幼児期の教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援の「量的拡充」と「質的改善」を図ることがこの計画の目的です。

地域社会の様々な主体が、子どもや子育てに関する地域課題と目標を共有し、それぞれが連携を図りながら、その役割を果たしていくための指標が「子ども・子育て支援事業計画」です。

平成26年に策定した第1期計画が間もなく満了することから、令和2年度を初年度とする新たな第2期計画を策定することとしました。

今後の地域における子育て支援等に必要なニーズの把握・分析などを行い、子どもの現状と将来の動向、子育て支援策に関する状況を可能な限り予測しながら、本計画を策定しました。

2 計画の法的根拠と位置付け

この計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に規定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」です。

策定に当たっては、同法に基づく国の基本指針を踏まえ、道の「子ども・子育て支援事業支援計画」や、町の上位計画である「蘭越町総合計画」及び「蘭越町地域福祉計画」など、町の各種関連計画との整合性を図っています。

3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

ただし、国や道の施策の動向、社会経済情勢の変化状況を見極めながら、必要に応じて見直しを行うものとします。

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
第1期 計画期間									
					第2期 計画期間				

4 策定体制

(1) 子ども・子育て会議による協議

子ども・子育て支援に関する幅広い協議を行なうために、学識経験者、子ども・子育て支援事業に従事する者、教育関係者、子どもの保護者、関係行政機関の職員などから構成される「蘭越町子ども・子育て会議」を開催し、計画内容の検討を行いました。

(2) ニーズ調査の実施

本計画の策定に当たり、町民の子育て支援に関する生活実態や要望等を把握し、計画策定における基礎資料とすることを目的に、小学校就学前児童・就学児童の保護者を対象としたニーズ調査を実施しました。

(3) 国・道との連携

計画策定に当たっては、国や道の示す考え方や方向性などと適宜、整合性を確保しながら策定しています。

第2章 子ども・子育て支援の基本的な考え方

1 子ども・子育ての基本理念

私たち人間すべてが子どもの時代を経て、大人へ成長します。

子どもの時代に育まれた力が、大人になってからの自分たちを支えてくれるのです。社会にとって子どもは希望であり、未来の力です。

子どもの笑顔があふれる社会は、個人の希望や夢を大切にできる社会といえます。

だからこそ、社会全体で子どもと子育てを応援したいと思います。

子どもと子育てを応援することは、未来への投資です。

私たちは、子どもが社会の主体的な一員と位置付けて、当事者の目線で、子どもの育ち、そして子育てを地域社会全体で支援してまいります。

2 基本的な考え方

(1) 子どもを大切にできる

私たちは、どのような状況にある子どもであっても、一人ひとりの子どもが幸せに生きる権利、育つ権利、学ぶ権利を大切に、多様性を尊重する社会を目指します。

(2) 困っている声に応える

私たちは、子どもや子育て家庭の困っている声に応え、不安を解消し、子どもの居場所の確保、安心して生み育てられる環境の整備に努めます。

(3) 地域のネットワークで支える

私たちは、地域の特色を生かして、子どもと子育てを多様なネットワークで支えることにより、地域の子育て力を高めます。

第3章 子ども・子育て支援事業計画

1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画の策定に当たり、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を提供する区域を定め、当該区域ごとに「量の見込み」や「確保方策」を定めることとしています。

国から示された教育・保育提供区域の考え方及び蘭越町における教育・保育提供区域の設定は、以下のとおりです。

(1) 教育・保育提供区域の考え方

① 地理的条件、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための整備状況その他の条件を勘案したものである。
② 地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となる。
③ 地域子ども・子育て支援事業と共通の区域設定とすることが基本となるが、実態に応じて区分又は事業ごとに設定することができる。

(2) 教育・保育提供区域を設定するに当たっての留意事項

ポイント① ：事業量の調整単位として適切か	ポイント② ：事業の利用実態を反映しているか
● 児童数や施設数は適切な規模か	● 居宅より容易に移動することが可能か
● 区域ごとに事業量の見込みが算出可能か	● 区域内で事業の確保が可能か
● 区域ごとに確保策を打ち出せるか	● 現在の事業の考え方と合っているか

(3) 教育・保育提供区域について

蘭越町では、町内全域を1つの区域として設定し、現在の利用実態や今後のニーズを踏まえ、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を実施します。

(4) 提供区域設定の主な理由

- ① 保育所については、自宅に近いという理由のほか、保護者の通勤経路等から選択することが考えられ、複数の区域を設定した場合、自宅のある地域と利用する保育所が一致しない場合が予想されます。
- ② 区域を複数設けた場合、保護者が利用できる施設・事業が周辺にない場合があり、区域をまたいで利用する際の手続等に負担が生じます。

2 教育・保育の提供体制の確保

子ども・子育て支援法では、子ども及びその保護者が教育・保育給付を受ける場合は、子どもの年齢や保育の必要性に応じた認定を受けることが必要となっています。一方、市町村は、保護者の申請を受け、客観的な基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を行うこととされています。

なお、認定区分の類型は大きく3つに分かれ、それぞれに利用できる施設や事業が異なります。

【認定の区分】

支給認定区分	対 象	保育の必要性の有無	主な利用施設
1号認定 (教育標準時間認定)	満3歳以上	必要としない	幼稚園 認定こども園
2号認定 (保育認定)	満3歳以上	必要とする	保育所 認定こども園 地域型保育事業
3号認定 (保育認定)	満3歳未満	必要とする	保育所 認定こども園 地域型保育事業

また、保育の必要性の認定に当たっては、(1) 保育を必要とする事由(※保護者の就労・疾病など)、(2) 保育の必要量(保育標準時間、保育短時間の2区分)、(3) 「優先利用」への該当の有無(ひとり親家庭、生活保護世帯など)の3点が考慮されます。

※保育を必要とする事由

- ①就労
- ②妊娠・出産
- ③保護者の疾病・障がい
- ④同居又は長期入院している親族の介護・看護
- ⑤災害復旧
- ⑥求職活動
- ⑦就学
- ⑧虐待やDVの恐れがあること
- ⑨育児休業取得中に、既に利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- ⑩その他、上記に類する状態として市町村が認める場合

(1) 教育・保育施設の充実（需要量及び確保の方策）

子ども・子育て支援法では、市町村が計画の中で教育・保育提供区域ごとに教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」や「確保方策」を定めることとしています。本町では、町全体を1つの教育・保育提供区域とし、ニーズ調査の結果や実績等に基づいて、事業ごとに「量の見込み」と「確保方策」を設定しました。

■令和2年度

単位（人）		1号認定	2号認定		3号認定	
		教育を希望	保育が必要		保育が必要	
教育を希望	左記以外		0歳	1～2歳		
対象年齢		3～5歳			0歳	1～2歳
量の見込み（A）		26	0	63	10	37
確保提供数	幼稚園	40				
	認定こども園（幼稚園部分）					
	認定こども園（保育所部分）			0	0	0
	保育所			51	8	31
	地域型保育事業			0	2	3
	企業主導型（地域枠）			0	0	
	認可外保育施設			25	0	5
	確保提供数の合計（B）	40		76	10	39
差異（B-A）		14		13	0	2

■令和3年度

単位（人）		1号認定	2号認定		3号認定	
		教育を希望	保育が必要		保育が必要	
教育を希望	左記以外		0歳	1～2歳		
対象年齢		3～5歳			0歳	1～2歳
量の見込み（A）		26	0	64	10	35
確保提供数	幼稚園	40				
	認定こども園（幼稚園部分）					
	認定こども園（保育所部分）			0	0	0
	保育所			51	8	31
	地域型保育事業			0	2	3
	企業主導型（地域枠）			0	0	
	認可外保育施設			25	0	5
	確保提供数の合計（B）	40		76	10	39
差異（B-A）		14		12	0	4

■令和4年度

単位（人）		1号認定	2号認定		3号認定	
		教育を希望	保育が必要		保育が必要	
教育を希望	左記以外		0歳	1～2歳		
対象年齢		3～5歳			0歳	1～2歳
量の見込み（A）		26	0	65	10	32
確保提供数	幼稚園	40				
	認定こども園（幼稚園部分）					
	認定こども園（保育所部分）			0	0	0
	保育所			51	8	31
	地域型保育事業			0	2	3
	企業主導型（地域枠）			0	0	
	認可外保育施設			25	0	5
	確保提供数の合計（B）	40		76	10	39
差異（B-A）			14	11	0	7

■令和5年度

単位（人）		1号認定	2号認定		3号認定	
		教育を希望	保育が必要		保育が必要	
教育を希望	左記以外		0歳	1～2歳		
対象年齢		3～5歳			0歳	1～2歳
量の見込み（A）		26	0	65	8	30
確保提供数	幼稚園	40				
	認定こども園（幼稚園部分）					
	認定こども園（保育所部分）			0	0	0
	保育所			51	8	31
	地域型保育事業			0	2	3
	企業主導型（地域枠）			0	0	
	認可外保育施設			25	0	5
	確保提供数の合計（B）	40		76	10	39
差異（B-A）			14	11	2	9

■令和6年度

単位（人）		1号認定	2号認定		3号認定	
		教育を希望	保育が必要		保育が必要	
教育を希望	左記以外					
対象年齢		3～5歳			0歳	1～2歳
量の見込み（A）		25	0	60	8	30
確保提供数	幼稚園	40				
	認定こども園（幼稚園部分）					
	認定こども園（保育所部分）			0	0	0
	保育所			51	8	31
	地域型保育事業			0	2	3
	企業主導型（地域枠）			0	0	
	認可外保育施設			25	0	5
	確保提供数の合計（B）		40	76	10	39
差異（B-A）			15	16	2	9

【確保方策】

ニーズ量の見込みと確保提供数を比較すると、0歳児がおおよそすべての年度において均衡しており、待機児童が発生する可能性はあるものの、その他の年齢層においては供給量に余裕があることから、現時点においては、施設整備は行わないこととします。

(2) 認定こども園の普及及び推進

認定こども園とは、いわゆる認定こども園法に基づき、幼稚園的機能と保育所的機能を併せ持った施設で、以下の4つのタイプがあります。

一般的には既存の幼稚園や保育所が必要な機能を備えて、都道府県から認定を受けることになります。

幼保連携型	認可幼稚園と認可保育所が一体的な運営を行う認定こども園としての機能を果たすタイプ
幼稚園型	認可幼稚園が保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプ
保育所型	認可保育所が幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たすタイプ
地方裁量型	幼稚園・保育所いずれの認可もない教育・保育施設が認定こども園として必要な機能を果たすタイプ

蘭越町には、現在認定こども園はありませんが、今後、認定こども園への移行や新たな参入の申請が行われた場合は、申請状況等を勘案しながら、適切な対応を行います。

(3) 教育・保育の質の向上

幼稚園教諭、保育士と小学校教員が連携し、子ども一人ひとりにとって「最善の利益」となることを目指し、幼・保・小の連携を強化します。

子どもの「行動の特徴」「具体的な興味や関心」「遊びの傾向」「社会性の育ち」「内面的な育ち」「健康状態」「発達援助の内容」など、子ども一人ひとりの様子を小学校に伝える方法を検討し、教員が子どもの特性を適切に把握し、教育に生かすことができるシステムの構築を図ります。

(4) 産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保

小学校就学前児童の保護者が、産後休業、育児休業明けに希望に応じて円滑に特定教育・保育施設等を利用できるようにするためには、特定教育・保育施設等の計画的な整備を行うとともに、保護者に対する情報提供等の支援が必要となってきます。

特に0歳児の保護者が、保育所等への入所時期を考慮して育児休業の取得をためらったり、取得中の育児休業を途中で切り上げたりすることがないように、育休明けの年度途中の利用についての配慮を行っていきます。

3 地域子ども・子育て支援事業の充実

地域子ども・子育て支援事業とは、市町村が地域の実情に応じ、市町村子ども・子育て支援事業計画に沿って実施する以下の事業です。

(1) 地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保の方策

① 利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

【確保方策】

利用状況等を踏まえ、必要に応じ担当課が対応を行います。

あわせて、教育・保育に関する専門性を有する指導主事・幼児教育アドバイザーの配置・確保等に努めます。

② 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場を提供し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

(単位：延回数/月)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(A)	170	160	150	140	140
確保提供数(B)	300	300	300	300	300
差異(B-A)	130	140	150	160	160

【確保方策】

地域における子育て支援の充実に努め、地域の子育てグループ等を支援し、自主的な活動の拡充を図るとともに、関係機関を含めたネットワークづくりを推進します。

③ 一時預かり事業

○ 1号認定を受けた子どもの預かり（幼稚園型（預かり保育））

幼児の心身の健全な発達を図るとともに、保護者の子育てを支援するため、希望のあった在園児を幼稚園の教育時間の終了後に、引き続き預かる事業です。

（単位：延人数／年）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	3,000	3,000	3,000	3,000	2,900
確保提供数（B）	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500
実施箇所数	1	1	1	1	1
差異（B-A）	500	500	500	500	600

【確保方策】

ニーズ量の見込みと確保提供数を比較すると、計画期間を通じて、ニーズ量以上の確保提供数を確保できていることから、確保提供数での対応が可能です。

○ 特定教育・保育施設を利用していない子どもの預かり（一般型）

病気やけが、冠婚葬祭など、家庭で保育することが一時的に困難な乳幼児について、保育所等で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

（単位：延人数／年）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	90	90	90	90	80
確保提供数（B）	120	120	120	120	120
実施箇所数	2	2	2	2	2
差異（B-A）	30	30	30	30	40

【確保方策】

ニーズ量の見込みと確保提供数を比較すると、計画期間と通じて、ニーズ量以上の確保提供数を確保できていることから、確保提供数での対応が可能です。

④ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

【確保方策】

本事業は、現在、本町では実施しておらず、供給体制の整備もできていないことから、今計画期間におけるニーズ量は見込んでいません。

しかし、今後のニーズや状況を勘案しながら、必要に応じた検討を行います。

⑤ 子育て短期支援事業（ショートステイ）

様々な理由により家庭での児童の療育が一時的に困難になった場合に、児童養護施設等に委託し、児童を預かることで、児童とその家族の福祉の向上を図ることを目的としている事業です。

（単位：延人数／年）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	460	450	440	430	400
確保提供数（B）	500	500	500	500	500
実施箇所数	2	2	2	2	2
差異（B-A）	40	50	60	70	100

【確保方策】

ニーズ量の見込みと確保提供数を比較すると、計画期間を通じて、ニーズ量以上の確保提供数を確保できていることから、確保提供数での対応が可能です。

⑥ 延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。

【確保方策】

本事業は、現在、蘭越町では実施しておらず、供給体制の整備もできていないことから、今計画期間におけるニーズ量は見込んでいません。

しかし、今後のニーズや状況を勘案しながら、必要に応じた検討を行います。

⑦ 病児・病後児保育事業

保護者が就労等の理由により、家庭で保育できない病気や病気の回復期にある乳幼児や小学生を対象に、病院や保育所等で保育を行う事業です。

【確保方策】

本事業は、現在、蘭越町では実施しておらず、供給体制の整備もできていないことから、今計画期間におけるニーズ量は見込んでいません。

しかし、今後のニーズや状況を勘案しながら、必要に応じた検討を行います。

⑧ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

（単位：実人数／年）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1年生	23	22	19	17	16
2年生	23	25	25	23	19
3年生	9	13	16	15	15
4年生	6	5	6	6	6
5年生	2	3	2	2	2
6年生	2	2	2	2	2
量の見込み計（A）	65	70	70	65	60
確保提供数（B）	70	70	70	70	70
実施箇所数	1	1	1	1	1
差異（B-A）	5	0	0	5	10

【確保方策】

ニーズ量の見込みと確保提供数を比較すると、計画期間を通じて、おおむねニーズ量以上の提供数を確保できていることから、確保提供数での対応が可能です。

また、供給量の見込みは施設の定員よりも低く設定しているため、今後の児童数の推移やニーズ状況を勘案しながら、供給体制の整備を検討します。

⑨ 乳児家庭全戸訪問事業

乳児のいるすべての家庭を訪問し、「子育てに関する情報提供」「乳児及び保護者の心身の状況及び養育環境の把握」「養育についての相談・指導・助言その他の援助」を行う事業です。

(単位：実人数/年)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
訪問人数	23	23	23	23	23

【確保方策】

今後も継続して事業を展開し、乳児のいる全ての世帯を訪問し、子育て支援に関する情報提供や支援を要する家庭の把握を行います。

⑩ 養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した、特に支援を必要とする妊婦や児童に対して、助産師や保健師が訪問し、相談や支援を行う事業です。

(単位：実人数/年)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
訪問人数	5	5	5	5	5

【確保方策】

今後も継続して事業を展開し、心身共に不安定になりやすい妊娠期（早期）からの関わりや切れ目のない支援を心がけます。

⑪ 妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

(単位：実人数／年)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
受診者数	23	23	23	23	23

【確保方策】

今後も継続して事業を展開し、妊婦の健康管理の充実・向上を図ります。

⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

【確保方策】

国の動向に応じて、必要に応じて事業の実施に向けて検討を進めます。

⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

【確保方策】

現在の特定教育・保育施設等では必要な定員を確保できていることから、積極的な民間事業者への参入促進の必要性は低いと考えますが、特に3歳未満児の保育需要の動向においては、必要な場合も考えられます。

今後は事業者からの申請状況等を勘案しながら、必要に応じて事業を展開することとします。

4 専門的な支援を要する子どもや家庭への支援の充実

(1) 児童虐待防止対策の充実

子どもの生命・身体を脅かす児童虐待については、発生予防、早期発見、早期対応、再発防止のための取組が必要です。

本町においては、養育支援を必要とする家庭を早期に把握し、虐待を予防するとともに、虐待の早期発見、早期対応に努め、児童相談所等の機能や専門性を必要とする場合には、速やかに支援を求めるなど、関係機関との連携強化を図ります。

(2) ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭は、子育てと生計の担い手という二つの役割を一人で担っていることから、住居、収入、子どもの養育等の多くの課題に直面しています。

特に母子家庭においては、就労や収入といった経済的自立の問題、父子家庭においては、子どもの養育や家事といった生活面における問題を抱えています。

また、母子・父子を問わず親との離別は、子どもの生活を大きく変化させるものであり、子どもの精神面に与える影響等の問題についても、十分な配慮が必要とされています。

このように、ひとり親家庭が抱える困難には様々なものがあり、児童扶養手当を中心とした経済的な支援にとどまらず、就労支援や生活支援といった総合的な自立支援策を推進していくことが重要と考えます。

(3) 障がい児施策の充実

障がいのある子どもについては、その可能性を最大限に伸ばし、社会参加をするために必要な力を養うため、一人ひとりの障がいの状態に応じた適切な支援を行うことが必要です。

そのためには、乳幼児期を含め早期からの育児相談や就学相談により、保護者に十分な情報を提供するとともに、幼稚園、保育所、小学校等において、関係者が教育や療育などの必要な支援について共通理解を深めることにより、その後の円滑な支援につなげていくことが重要です。

特に発達障がいについては、社会的な理解が十分になされていないことから、適切な情報の周知等、支援体制の整備を行う必要があります。

また、医療的ケアが必要な児童の支援を行うため、総合的な支援体制の構築を図ります。

5 食育の推進

(1) 食育の意義

「食」は、命の源泉であり、生涯にわたって営み続ける生活の根幹です。

また、人は「食」を通じて、さまざまなことを考えたり、体験することで、人や社会とつながり、地域文化の基層を支えます。

特に、生活習慣の基礎を培う子ども期において「食を営む力」を育成することは、健全な心と身体の発達の上で極めて重要であることから、「子ども・子育て支援」を通じて着実に推進していくことが必要です。

(2) 食育の推進

本町が推進する食育は、次の2つを柱として実施します。

○ 未来を担う子どもを育む食育

食育は生涯にわたって継続されるものですが、特に心と身体の形成の基礎を培い、未来を担う子どもにとっての食生活の習慣は極めて重要であることから、子どもの成長の特性に合わせた食育を推進します。

○ 地産地消を推進する食育

農業を基幹産業とする本町の風土が育んだ農産物等を食することは、食や地域に対する理解を深めるとともに、食の安全・安心、環境保全などを考える学びにつながることから、地産地消を重視した食育を推進します。

食育の推進は、人の成長に合わせ、体系的に行うものですが、特に子ども期における取組の一例として、次の事業などを継続的に実施します。

・ 離乳食教室

3月から12月齢児と保護者を対象に、管理栄養士による指導や調理実習を通して離乳食についての学習を深めるとともに、試食などの交流を通じて、参加者同士のコミュニティの醸成を図ります。

・ 親子食育教室

講義や調理実習を通じて、子どもの食の課題や生活習慣病の予防などについて幅広く学ぶとともに、子どもを含めた家族の健康を見直す機会とします。

・ 学校給食の充実

成長の著しい学齢期においては、栄養バランスの取れた食事の提供に加え、食の安全や地域農業への理解を深めるため、地産地消を推進します。

第4章 計画の推進体制

1 計画の推進に向けた役割

本計画を着実に推進するためには、町民一人ひとりが、地域全体で子どもと子育て世帯への支援の必要性等について深く理解し、自らの問題として主体的に取り組む必要があります。

そのため、行政はもとより、家庭や地域、保育所、幼稚園、学校、企業等がその機能に応じた役割を果たすとともに、相互に連携していくことが求められています。

(1) 行政の役割

町は、子育て支援の重要な役割を担うものであることから、この計画に基づくすべての事項を総合的かつ計画的に推進します。子どもの成長や子育て、個人の生活、仕事などをバラバラに切り離して考えることはできません。個々の施策は、それぞれの担当部局が主体的に実施することになりますが、計画の推進には、様々な行政サービスの総合的な展開を必要とします。

また、子どもとその保護者が必要とするサービスを円滑に利用できるよう、必要な支援を行うとともに、良質で適切な教育・保育等の子ども・子育て支援が総合的かつ効率的に提供されるよう、提供体制の確保に努めます。

(2) 家庭の役割

保護者は、子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下、家庭が子どもの人格形成、基本的生活習慣の確立にとって重要な役割と責任を持っていることを認識することが必要です。この認識に基づき、子どもとのスキンシップを深め、明るい家庭を築くとともに、子どもの発達段階に応じた適切な家庭教育を行うよう努めることが重要です。

また、家庭において女性だけが子育てに大きな負担を負うことがないように、夫婦が協力して子育てを進めることが大切です。

さらに、子どもとその保護者が積極的に地域活動に参加するよう促します。

(3) 地域社会の役割

子どもは地域社会の中で社会性を身につけて成長していくことから、地域社会は、家庭環境、心身の障がいの有無、国籍等にかかわらず、すべての子どもが地域の人々との交流を通して健やかに成長できるようサポートすることが必要です。

また、町民ひとり一人は地域を構成する一員であるという自覚を持ち、できる範囲で地域における子育て支援活動に参画するよう促します。

(4) 企業・職場の役割

すべての働く人が就業時間と生活時間のバランスがとれるような多彩な働き方を選択できるようにするとともに、職場優先の意識や、固定的な性別役割分担意識などを解消し、働きやすい職場環境をつくることが重要です。

このため、企業・職場自体が、そのような職場環境をつくるよう努力するとともに、働く人自身もそのような認識を深めることが大切です。

また、企業における社会貢献として、それぞれの企業が持つノウハウを活かしながら地域活動に参画するよう促します。

(5) 各種団体の役割

社会全体で子育て家庭を支え、子どもの「自ら育もうとする力」を伸ばすためには、行政だけではなく地域社会で活動している多くの団体が行政や町民と連携し、互いに補いながら子どもの健全な成長を支援することが必要です。

2 計画の推進に向けた3つの連携

本計画の実現に向けては、質の高い教育・保育と地域子ども・子育て支援事業を提供するため、関係者は次に掲げる相互の連携と協働を図り、総合的な体制の下で、子ども・子育て支援を推進することを目指します。

(1) 町内における関係者の連携と協働

質の高い教育・保育と地域子ども・子育て支援事業を実施するため、地域の実情に応じて計画的に基盤整備を行うに当たっては、教育・保育施設の設置者、地域型保育事業を行う者、その他の子ども・子育て支援を行う者が相互に連携し、協働しながら地域の実情に応じた取組を進めていくこととします。

また、妊娠・出産期からの各種健診等の事業をスタートとして、子どものライフステージに応じた切れ目のないサービスの提供と、関係機関等が情報共有して支援ができることが重要となります。

そのため、特に教育・保育施設である幼稚園及び保育所においては、子ども・子育て支援において地域の中核的な役割を担うとともに、地域型保育事業を行う者や地域子ども・子育て支援事業を行う者等と連携し、必要に応じて、これらの者の保育の提供等に関する支援を行うことが重要となることから、円滑な連携が可能となるよう、積極的に関与していきます。

(2) 近隣市町村との連携と協働

子ども・子育て支援の実施においては、地域の資源を有効に活用するため、地域の実情に応じ、必要に応じて近隣市町村と連携、協働して事業を実施するなどの広域的取組を推進することが必要となります。

そのため、住民が希望するサービスを利用できるよう、近隣市町村と連携を図り、迅速な対応ができる体制づくりを行います。特に、市町村域を超えたサービスの利用や、複数の市町村に居住する子どもが利用することが見込まれる事業所内保育事業など、個々のサービスの特性に留意して必要な連携と協働を行っていきます。

(3) 国・道との連携、関係部局間の連携と協働

子ども・子育て支援制度では、認定こども園、幼稚園及び保育所を通じた共通の給付及び幼保連携型認定こども園の認可及び指導監督が一本化されました。

そのため、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を一元的に行うとともに、子育て支援に関係するすべての事業の一体的な提供や、家庭教育の支援施策を行う本町の関係各課との密接な連携を図ることが重要となります。

また、子ども・子育て支援制度の総合的かつ効率的な推進を図るため、円滑な事務の実施が可能な体制を整備します。

さらに、近隣市町村間の連携を図る上では、必要に応じて、都道府県が広域調整を行うこととなっていることから、国・道との連携を図り、恒常的な情報交換と必要な支援を受けることで、円滑な事業展開を図ります。

3 計画の達成状況の点検・評価

町では、住民福祉課が中心となって、毎年度進捗状況を把握・点検し、「蘭越町子ども・子育て会議」において、その内容について評価を行います。

また、本計画の記載内容である教育・保育事業や地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」及び「確保方策」については、国の制度や社会状況の変化によって大きく変動することも起こり得ることから、必要に応じて見直しを行うこととします。

参考資料 1

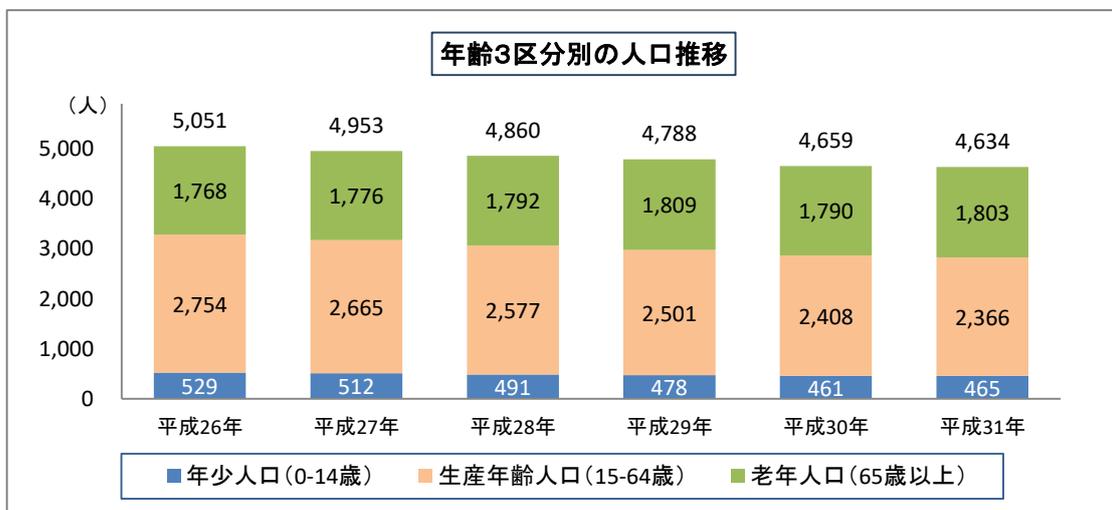
蘭越町の子ども・子育てに関する現状

1 人口の動向

(1) 人口の推移

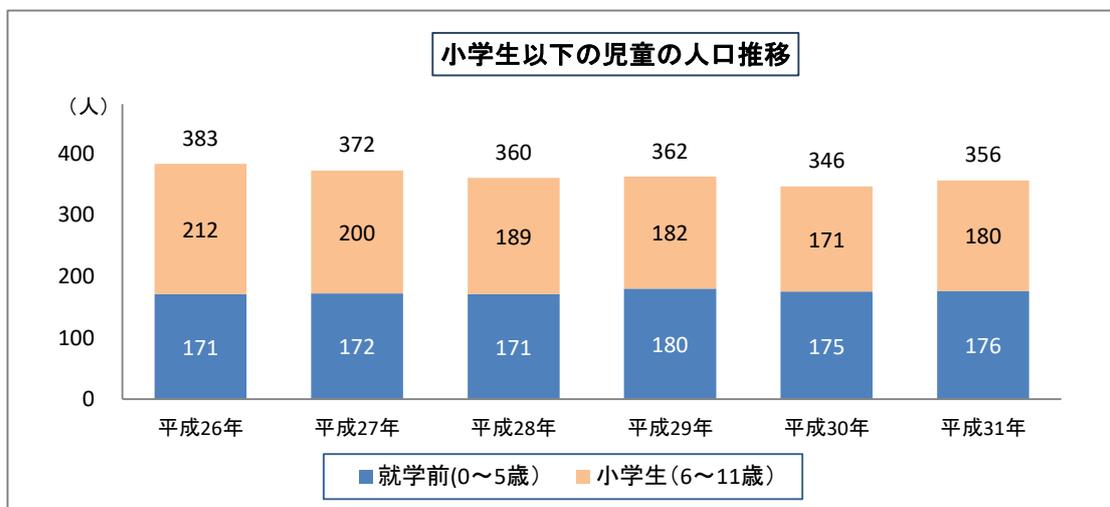
当町の人口は、平成 26 年の 5,051 人から平成 31 年には 4,634 人と減少傾向で推移しています。

年齢区分ごとの人口では、65 歳以上の老年人口は平成 26 年の 1,768 人から平成 31 年には 1,803 人と増加しており、0～14 歳の年少人口、15～64 歳の生産年齢人口は減少傾向にあります。



資料:各年 4 月 1 日現在

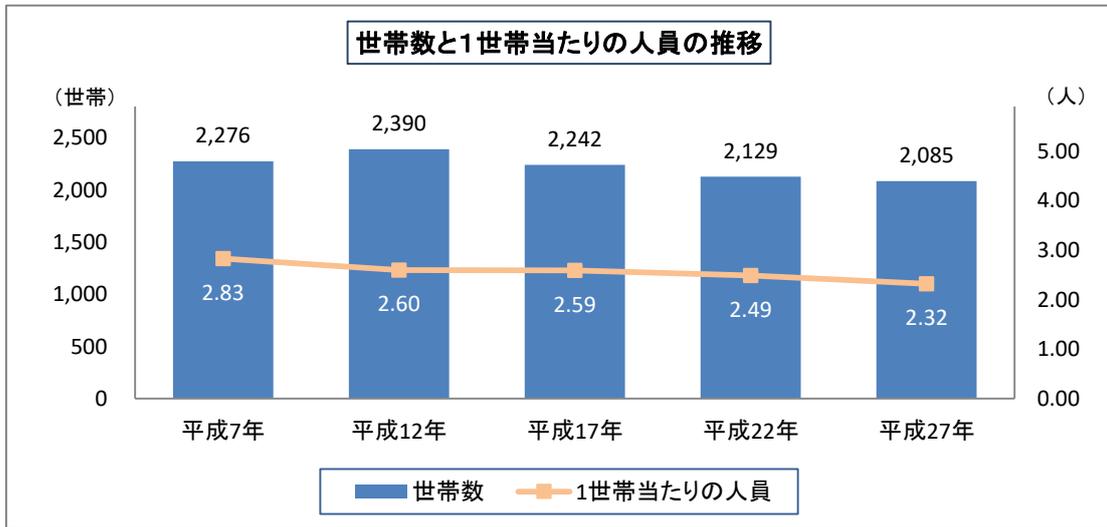
学生以下の児童人口に関しては、小学校就学前は平成 26 年の 171 人から平成 31 年には 176 人と増加しており、小学生は減少傾向で推移しています。



資料:各年 4 月 1 日現在

(2) 世帯数及び1世帯当たり人員の推移

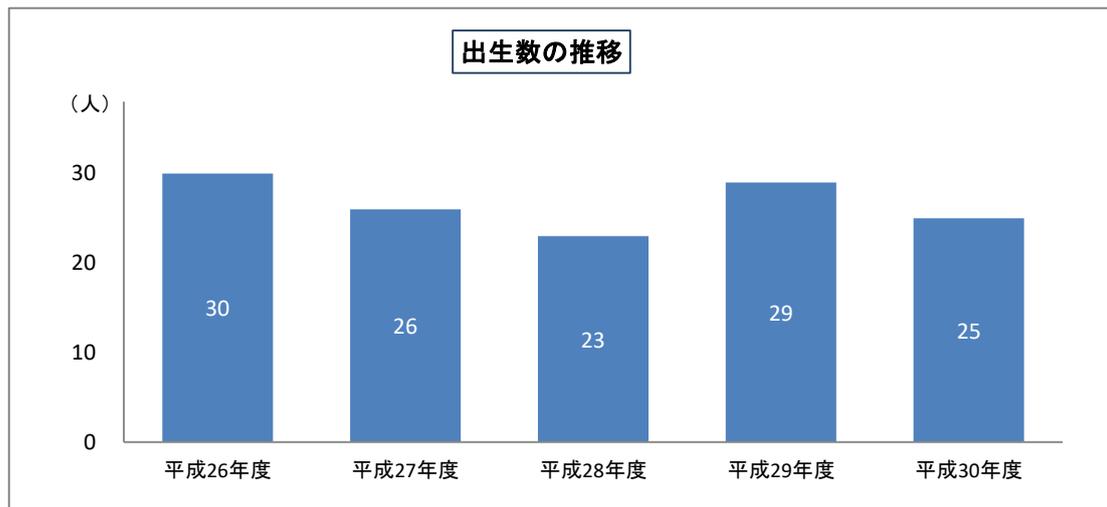
国勢調査による当町の世帯数は、平成12年以降、減少傾向で推移しています。
また、1世帯当たりの人員は、平成7年の2.83人から平成27年は2.32人と減少傾向にあり、核家族化の進行がみられます。



資料: 国勢調査

(3) 出生数の推移

当町における出生数は、年度ごとにバラつきがあり、近年では平成26年度の30人が最も多く、平成28年度の23人が最も少なくなっています。

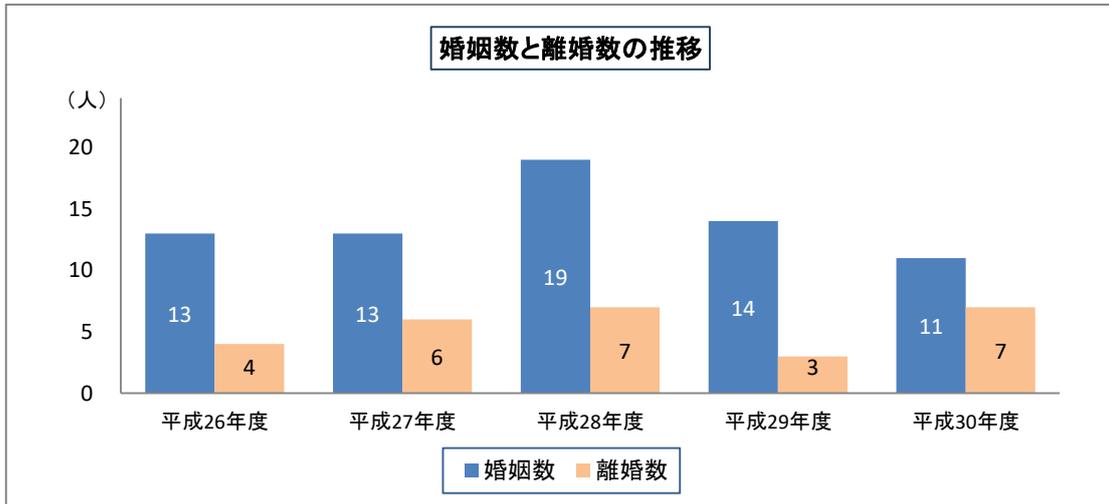


資料: 年度合計

(4) 婚姻数と離婚数

婚姻については、平成 28 年度が 19 件と最も多く、平成 30 年度が 11 件と最も少なくなっています。

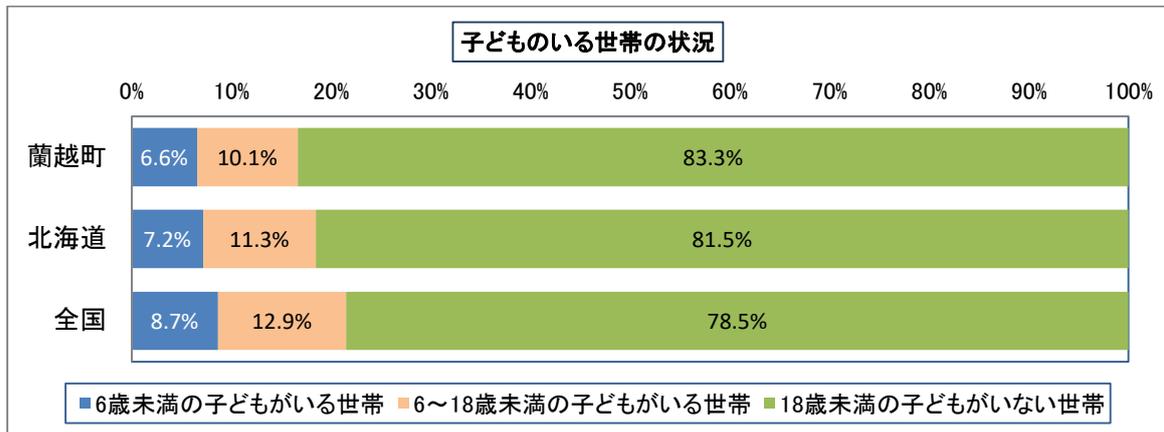
また、離婚については、平成 28・30 年度が 7 件と最も多く、平成 29 年度が 3 件と最も少なくなっています。



資料：年度合計

(5) 子どものいる世帯の状況

子どものいる世帯の状況では、「6 歳未満の子どもがいる世帯」、「6～18 歳未満の子どもがいる世帯」ともに、全国水準及び北海道水準を下回っています。

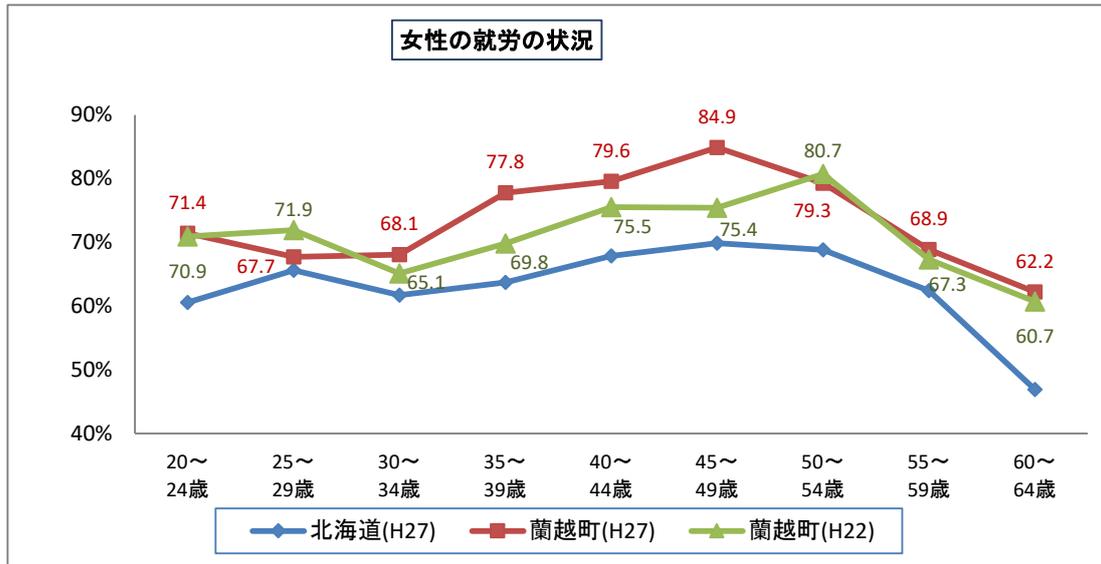


資料：平成 27 年国勢調査

(5) 女性の就労の状況

当町における平成 27 年の女性の就労状況は、北海道と比較してすべての年代で就業率が高くなっています。

また、平成 22 年と比較すると、25～29 歳と 50～54 歳以外のすべての年代で就労率が高くなっています。

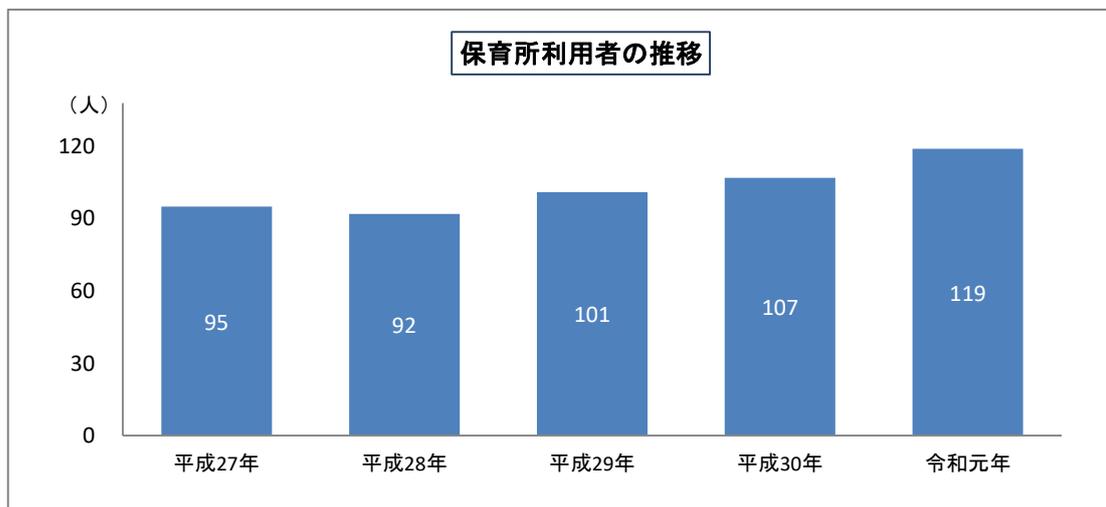


資料:平成 27 年国勢調査

2 子育て支援の状況

(1) 保育所利用者の状況

保育所利用者の合計は、平成 27 年の 95 人から令和元年には 119 人と増加傾向で推移しています。

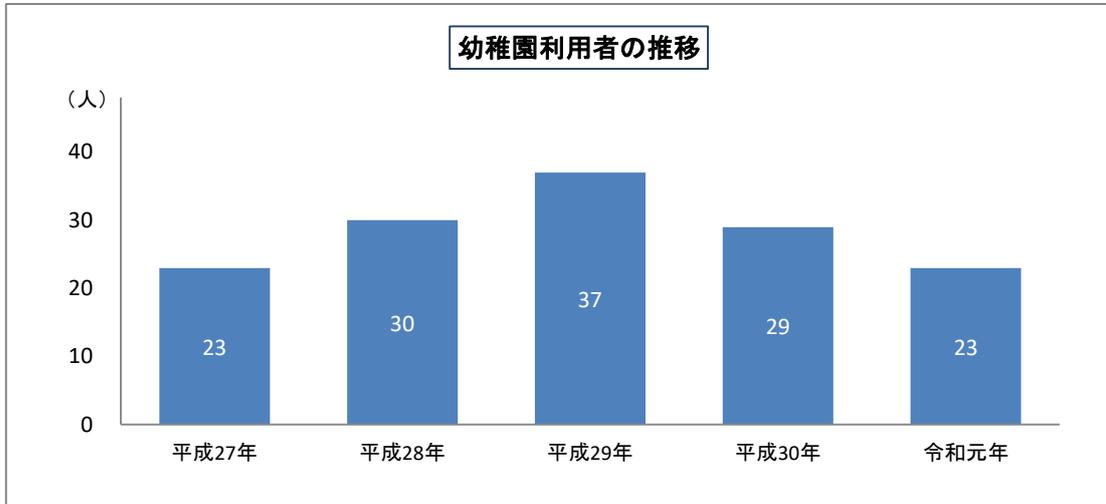


施設名	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和元年 定員数
蘭越町立蘭越保育所	81	72	77	75	85	90
蘭越町立昆布保育所	12	14	17	21	22	30
ベアーズこども園	-	-	1	3	5	5
昆布温泉病院託児所	1	6	2	5	5	-
ニセコ町立ニセコ幼児センター	1	0	1	2	2	180
岩内町立岩内西保育所	0	0	3	1	0	90
合 計	95	92	101	107	119	395

資料:各年 5 月 1 日現在

(2) 幼稚園利用者の状況

幼稚園利用者数は、平成 27 年の 23 人から平成 29 年の 37 人まで増加傾向で推移していましたが、その後減少に転じ、令和元年には 23 人となっています。

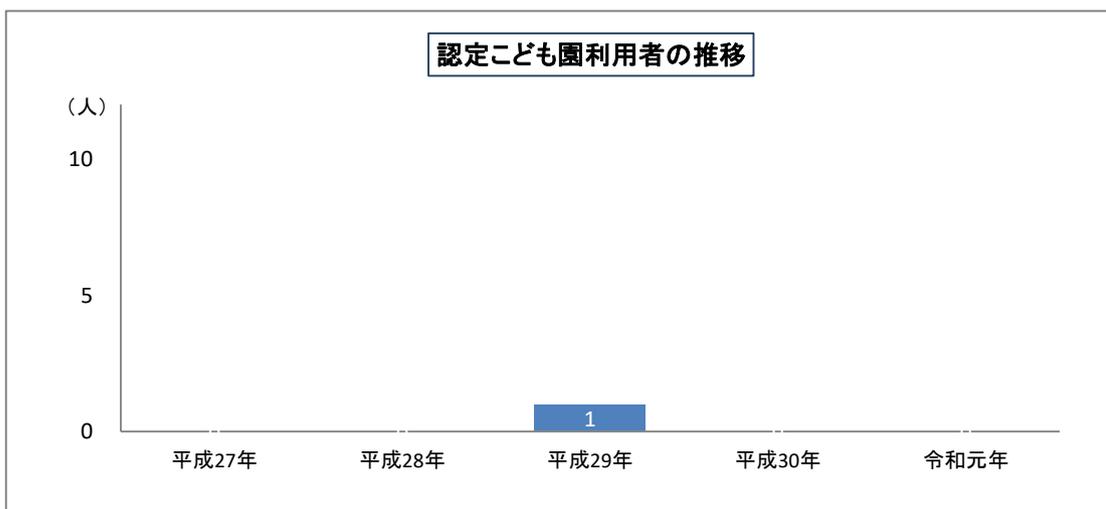


施設名	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和元年定員数
蘭越ひばり幼稚園	23	30	37	29	23	40

資料: 各年 5 月 1 日現在

(3) 認定こども園利用者数の状況

認定こども園利用者数は、平成 29 年の 1 人のみとなっています。

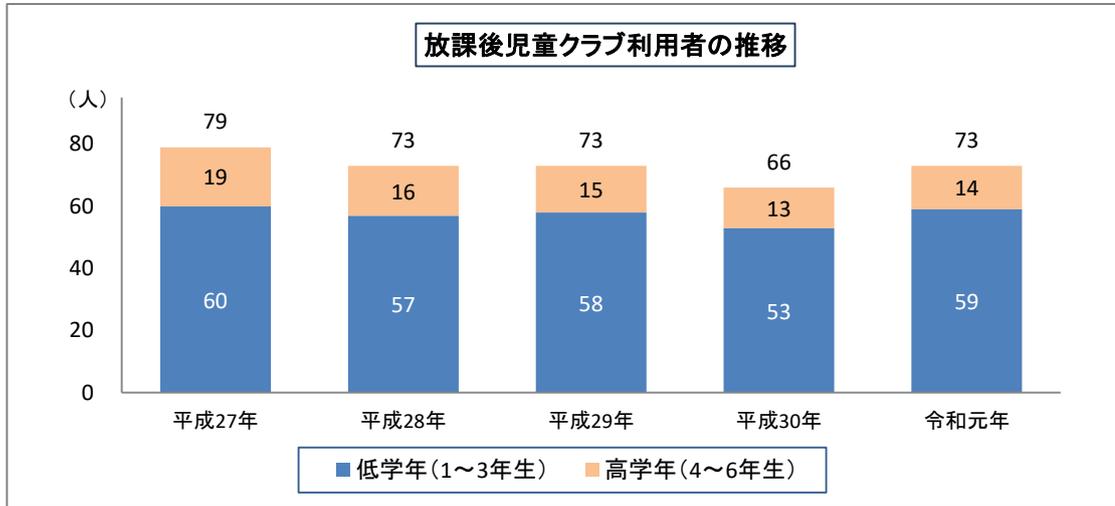


施設名	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和元年定員数
認定こども園藤岡幼稚園	0	0	1	0	0	105

資料: 各年 5 月 1 日現在

(4) 放課後児童クラブ利用者の状況

放課後児童クラブ利用者数は、平成 27 年の 79 人から令和元年には 73 人と年ごとにバラつきがみられます。



低学年(1~3年生)

施設名	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
わいわいこどもクラブ	60	57	58	53	59

各年 5 月 1 日現在

高学年(4~6年生)

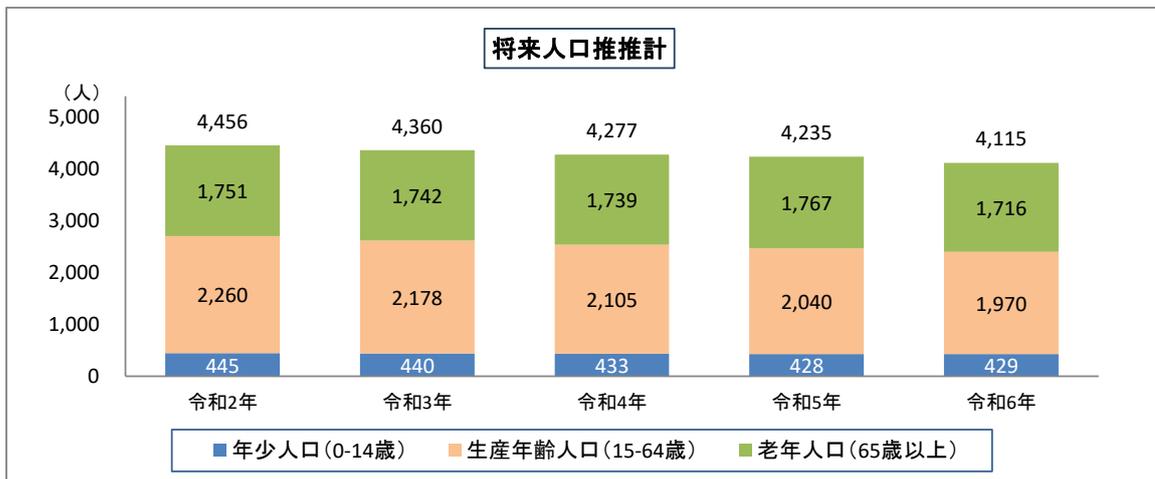
施設名	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
わいわいこどもクラブ	19	16	15	13	14

各年 5 月 1 日現在

3 将来人口推計

以下に、令和2年から令和6年までの人口推計値を示します。

総人口、年少人口ともに、減少傾向にあり、計画最終年の令和6年には総人口が4,120人、年少人口が434人と見込まれています。



	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
年少人口(0~14歳人口)	445	440	433	428	429
未就学児(0~5歳)	165	161	157	154	143
小学生(6~11歳)	183	195	192	185	198
中学生(12~14歳)	97	84	84	89	88
生産年齢人口(15~64歳)	2,260	2,178	2,105	2,040	1,970
老年人口(65歳以上)	1,751	1,742	1,739	1,767	1,716
総人口	4,456	4,360	4,277	4,235	4,115

※コーホート法による推計

※ 本推計には、コーホート法による推計を基礎とし、子育て支援住宅による児童増加の影響を加味しています。

4 ニーズ調査結果

(1) 調査の目的

本調査は、「第2期蘭越町子ども・子育て支援事業計画」を策定するに当たり、保護者の皆さんに子育てに関するアンケート調査を行い、日々の生活の中でどのような意見や要望をお持ちであるのかをうかがい、今後の子育て支援を展開していくための基礎資料とするものです。

(2) 調査対象者

就学前児童調査	蘭越町在住の就学前児童のいる保護者
小学生児童調査	蘭越町在住の小学生児童のいる保護者

(3) 調査方法

就学前児童調査	郵送による配布、回収調査
小学生児童調査	郵送による配布、回収調査

(4) 調査期間

令和元年5月13日(月)～6月5日(水)

(5) 回収状況

	配布数	有効回答数	有効回答率
就学前児童調査	126	79	62.7%
小学生児童調査	141	80	56.7%

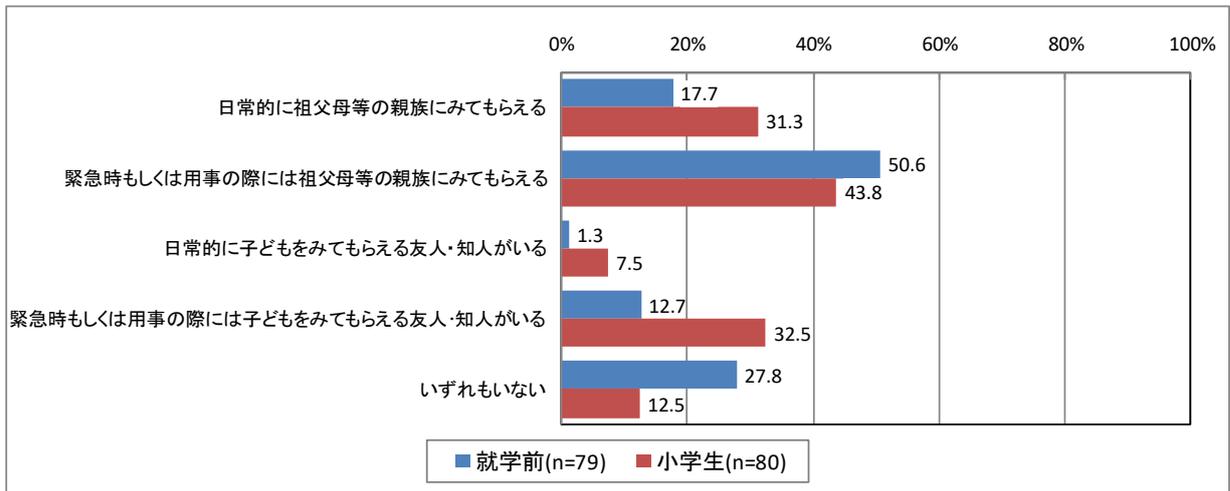
(6) 集計にあたっての注意点

- 端数処理の関係上、構成比(%)の合計が100%とならないことがあります。
- 図表の構成比(%)は、小数第2位以下を四捨五入したものです。
- 複数回答の設問は、すべての構成比(%)を合計すると100%を超える場合があります。
- 図中の“n=”は、各設問の対象者数を表しています。

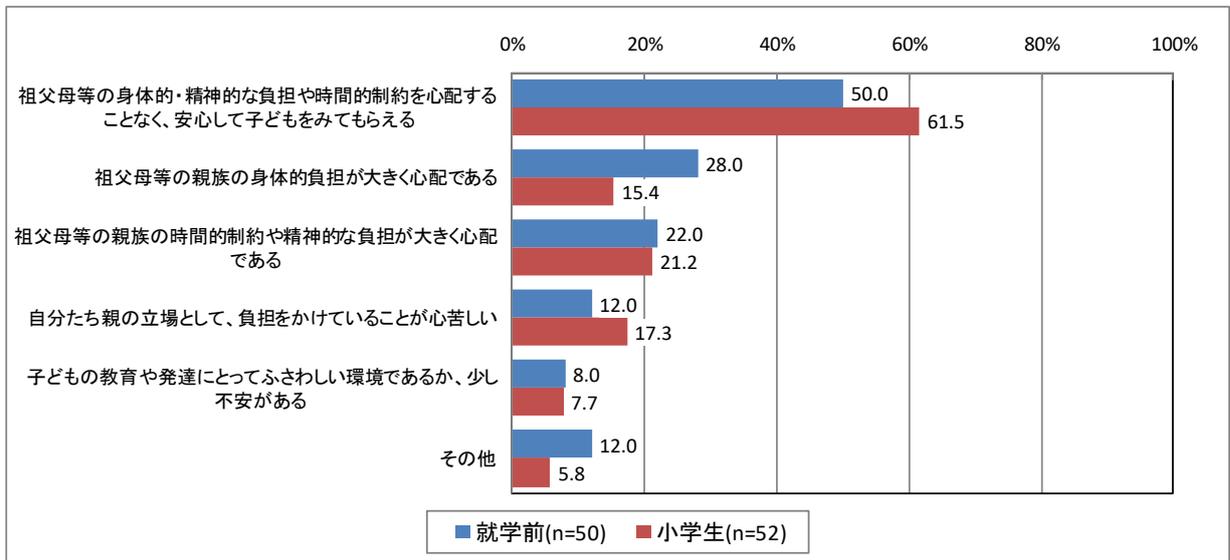
(7) 調査結果

① 子育てに関する周囲の協力者の状況

子育てに関する周囲の協力者の状況をみると、日常的及び緊急時等に親族・知人等の協力が得られない、孤立した子育て環境にいる保護者は就学前児童で27.8%、小学生児童で12.5%となっています。

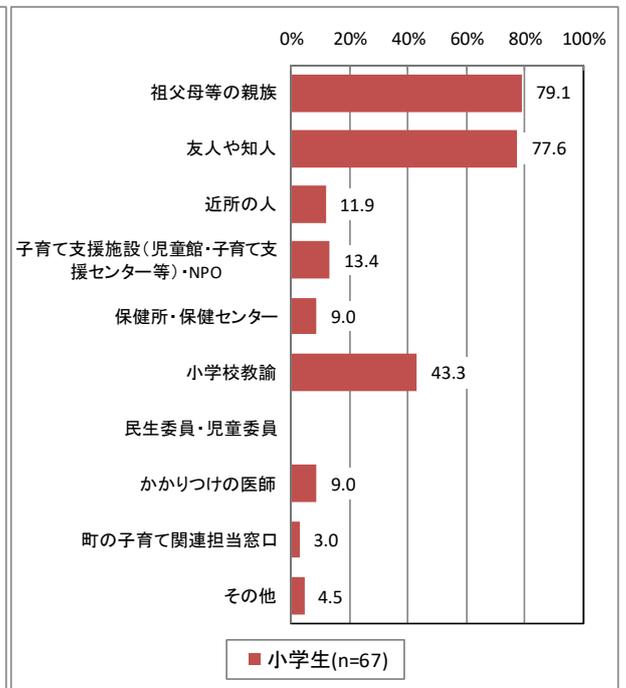
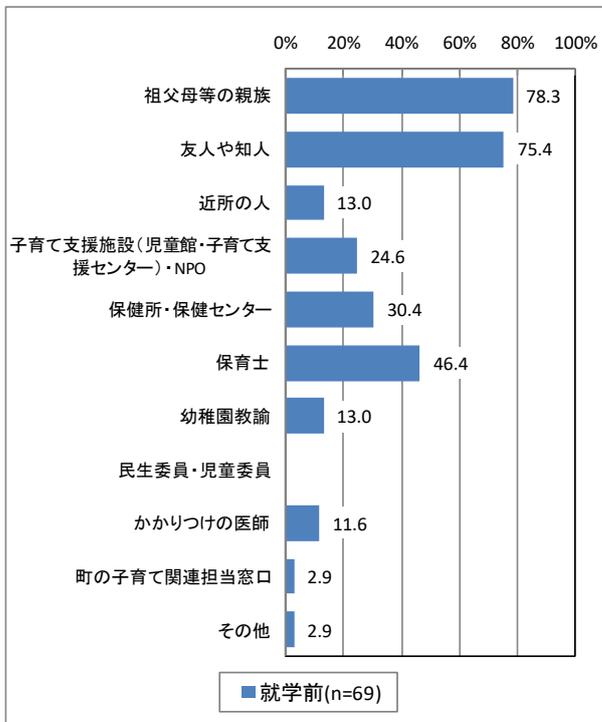
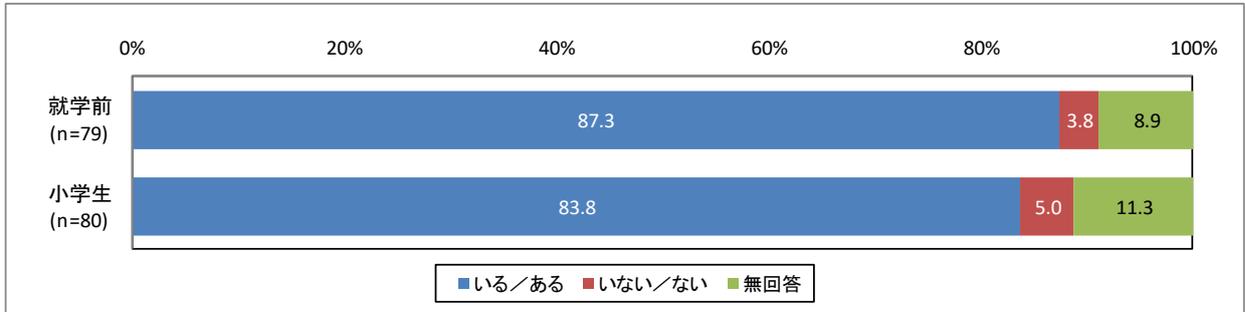


保護者が祖父母等の親族にみてもらえるケースでも、就学前児童で22.0%、小学生児童で21.2%が、「時間的制約や精神的な負担が大きく心配である」と回答しています。



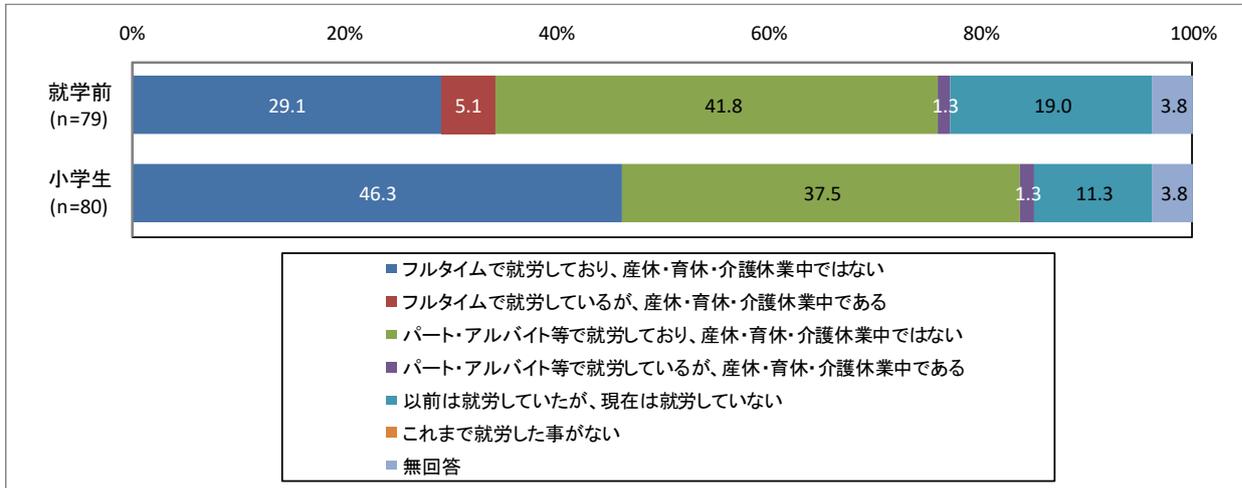
② 子育て（教育を含む）をする上で気軽に相談できる人

子育て（教育を含む）をする上で気軽に相談できる人では、「いる」が就学前児童で87.3%、小学生児童で83.8%と非常に多くなっており、具体的な人では、就学前児童、小学生児童ともに「祖父母等の親族」「友人や知人」という身近な人が多くなっています。

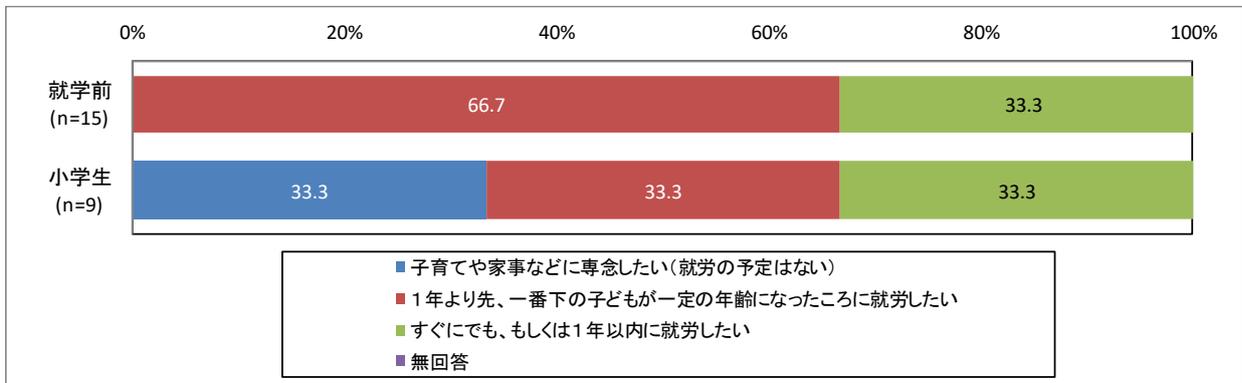


③ 保護者の就労状況

母親の就労状況をみると、「フルタイムで就労している」と「パート・アルバイト等で就労している」を合わせた現在の就労割合は、就学前児童で77.3%、小学生児童で85.1%となっています。

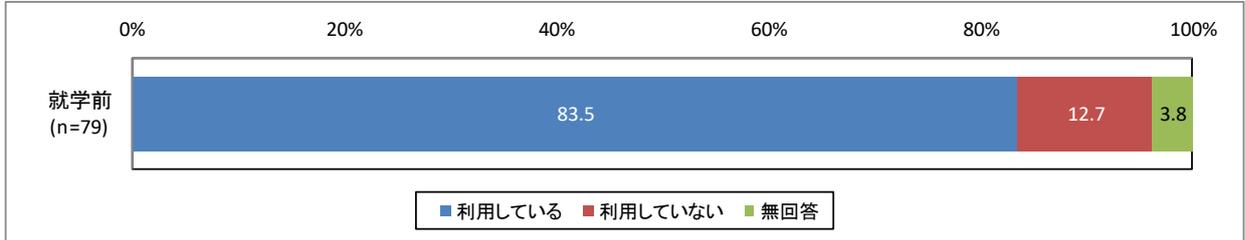


就労していない母親の今後の就労希望は、就学前児童で66.7%、小学生児童で33.3%となっています。



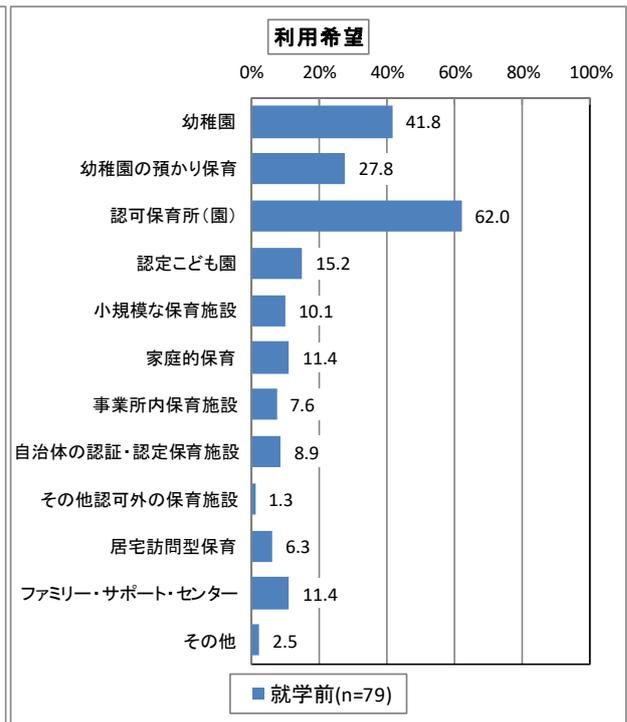
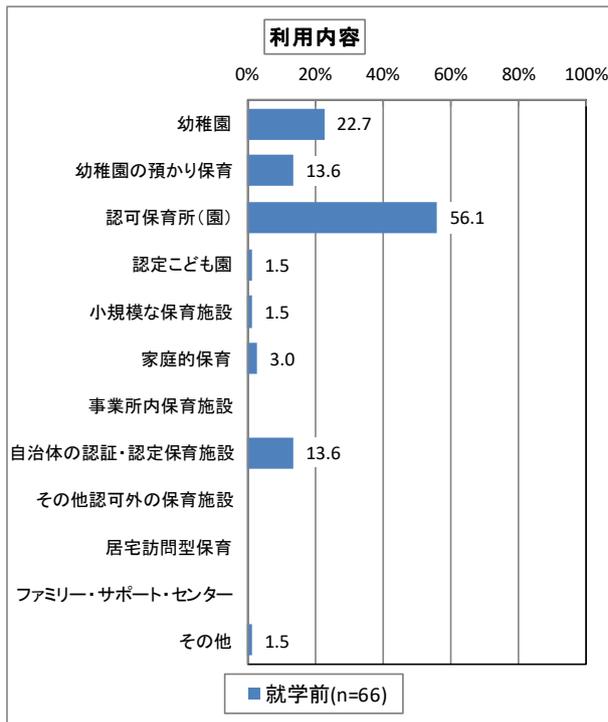
④ 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況（就学前児童のみ）

幼稚園や保育所などの「定期的な教育・保育の事業」の現在の利用状況は、83.5%となっています。



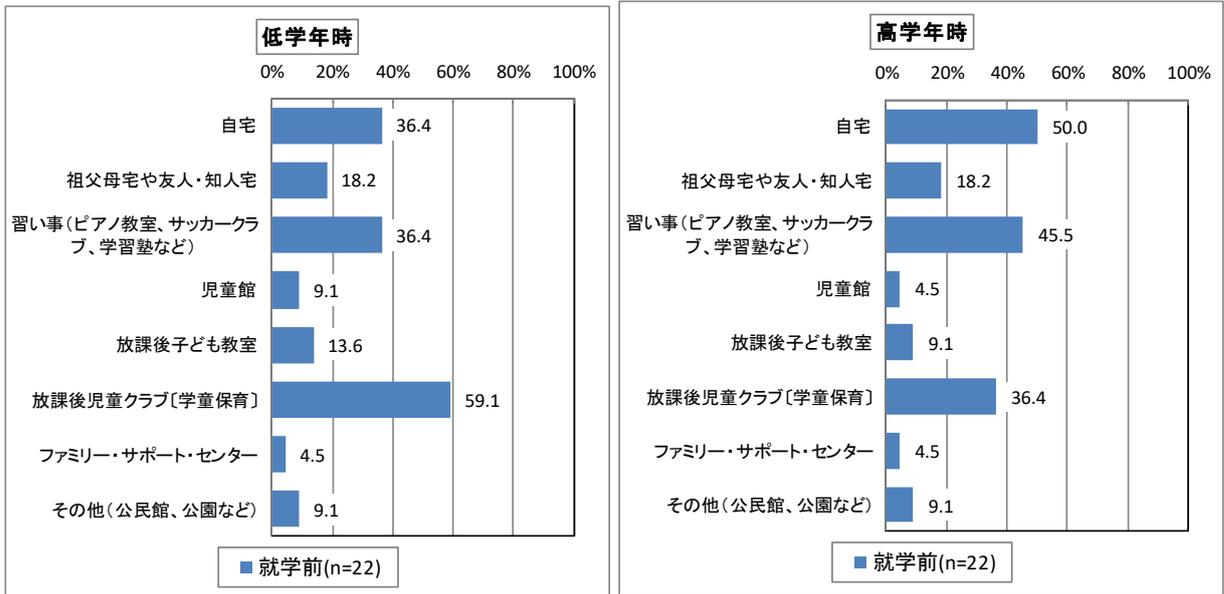
平日の定期的な教育・保育事業の利用内容は、「認可保育所（園）」56.1%、「幼稚園」22.7%の順となっています。

今後希望する定期的な教育・保育の事業は、「認可保育所（園）」62.0%、「幼稚園」41.8%、「認定こども園」15.2%と、「幼稚園」「認定こども園」で今後のニーズが高くなっています。

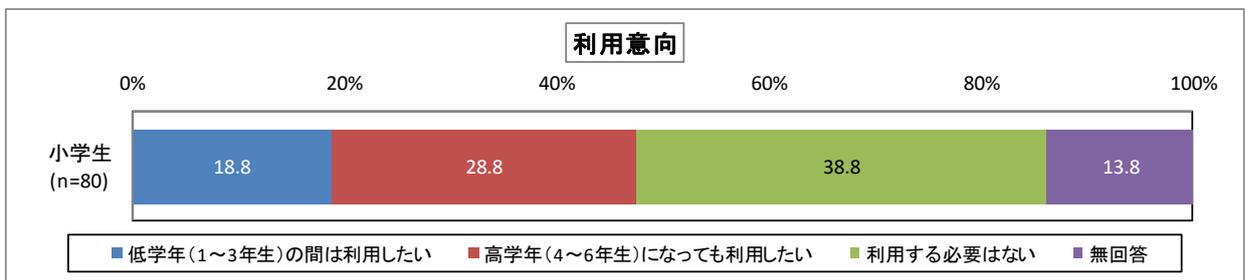
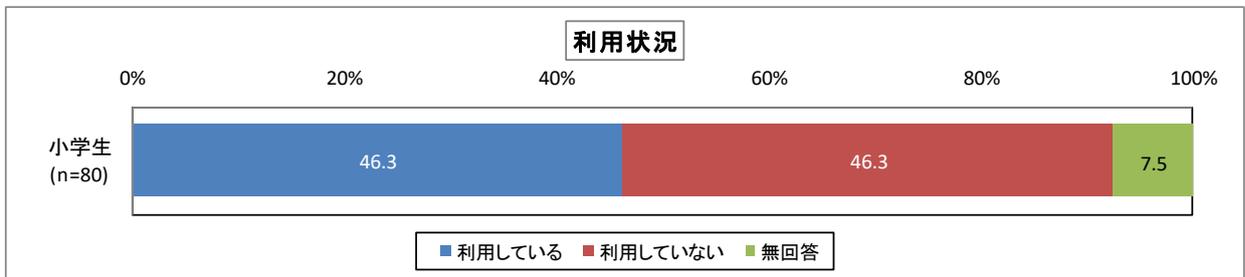


⑤ 放課後児童クラブ

5歳以上の就学前児童の放課後の過ごし方について、低学年時の「放課後児童クラブ」に関する利用希望をみると59.1%、高学年時では36.4%となっています。

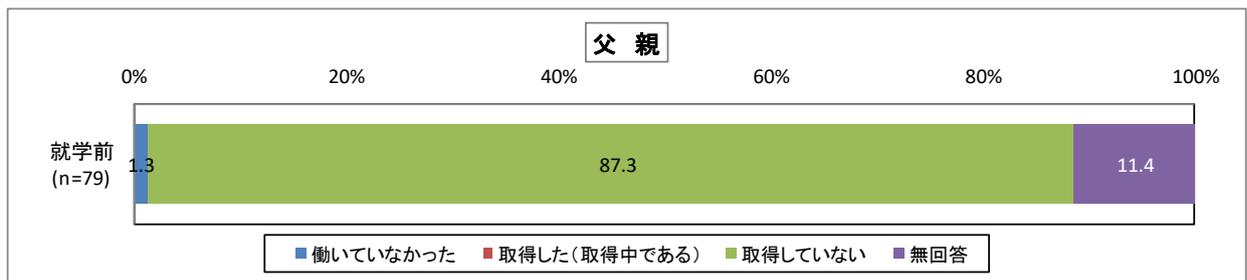
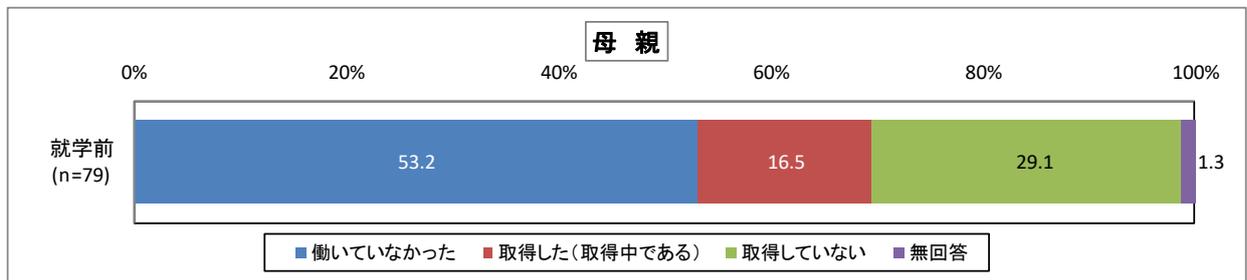


小学生児童の放課後児童クラブの「利用状況」は46.3%、「利用意向」は低学年時、高学年時あわせてと47.6%となっています。

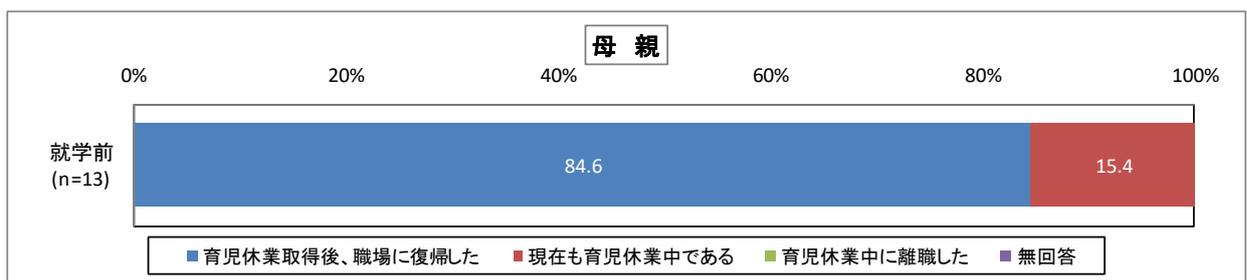


⑥ 育児休業や短時間勤務制度などの職場の両立支援制度（就学前児童のみ）

育児休業を取得または取得中の母親は 16.5%、父親は 0.0%となっています。

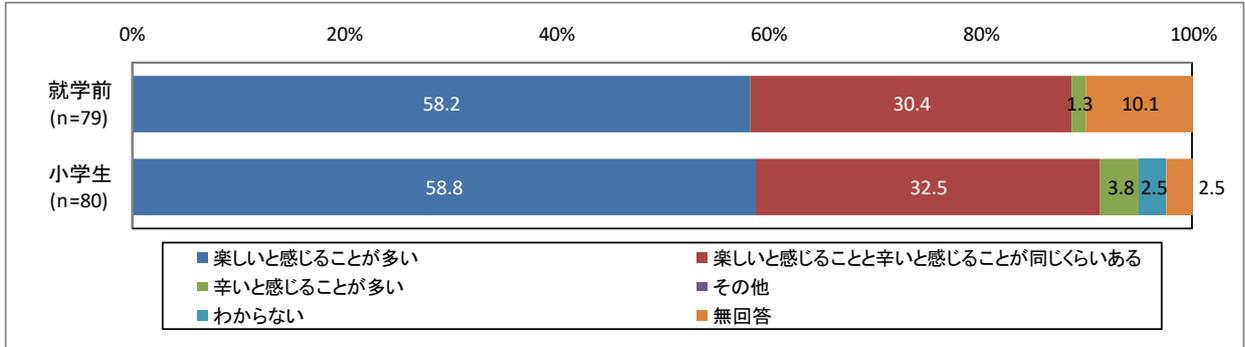


休業取得後に職場復帰した母親は 84.6%となっています。

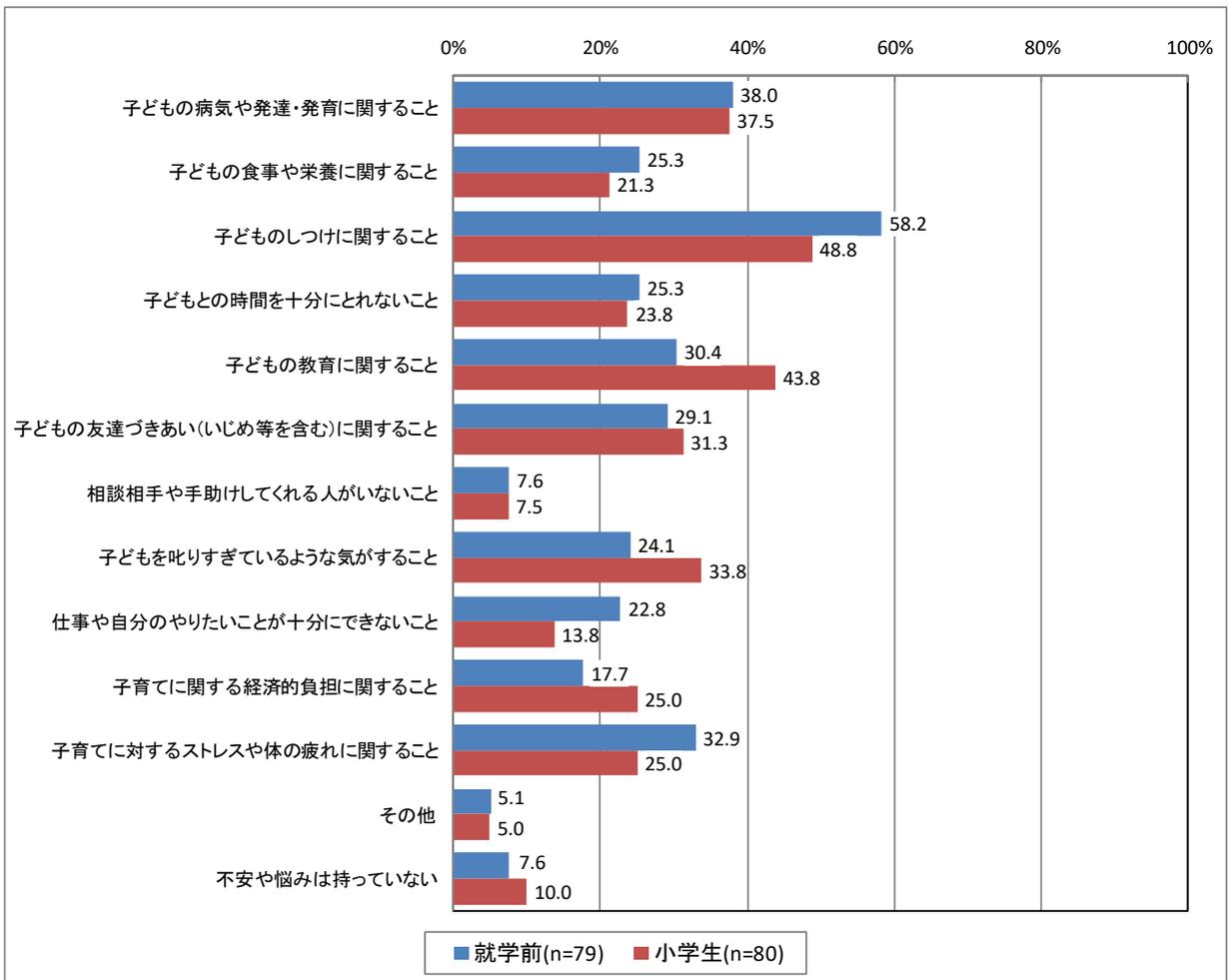


⑦ 子育てに関する不安や悩み

子育てを楽しんでいる人は、就学前児童で 58.2%、小学生児童で 58.8%とともに半数を超えていますが、子育てを辛いと感じる人も就学前児童で 1.3%、小学生児童で 3.8%と少数ですがみられます。

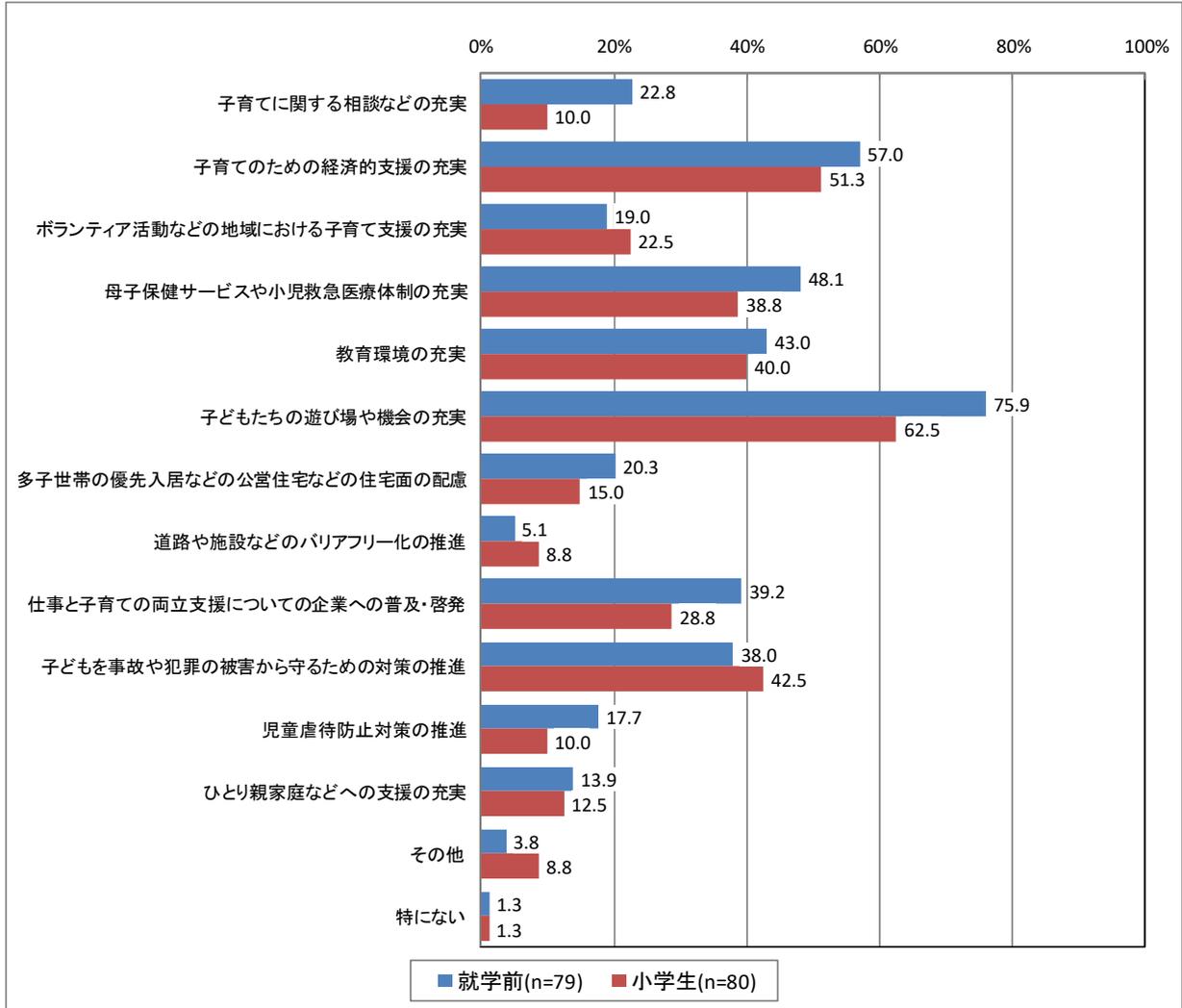


子育てをする上での不安や悩みでは、就学前児童で「子どものしつけに関すること」、「子どもの病気や発達・発育に関すること」、小学生児童で「子どものしつけに関すること」「子どもの教育に関すること」などが多くなっています。



⑧ 子育て支援策について

充実してほしい子育て支援策では、就学前児童、小学生児童ともに「子どもたちの遊び場や機会の充実」、「子育てのための経済的支援の充実」などが多くなっています。



参考資料 2

第 1 期事業計画の評価等

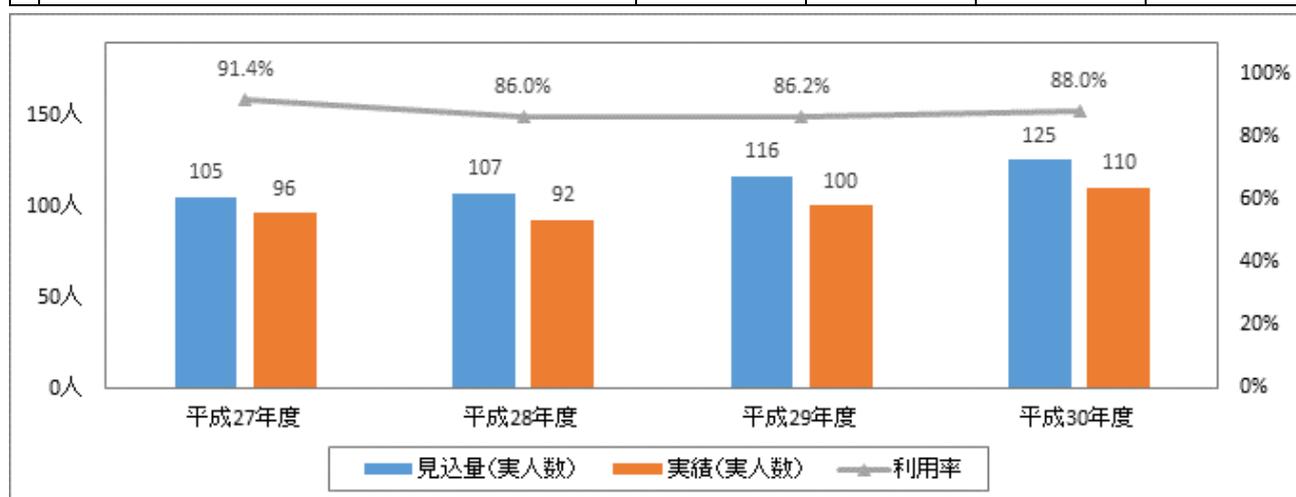
第 1 期子ども・子育て支援事業計画にて設定した見込量に対する計画期間の実績により、第 1 期計画の評価と各事業の利用状況を整理しました。

1 教育・保育

(1) 保育施設（認可保育所・認定こども園・地域型保育施設）

保育施設における実績は、平成 28 年度以降増加傾向で推移していますが、見込量と比較すると、すべての年度で実績が見込量を下回っています。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
見込量	105	107	116	125
2号認定(3~5歳)	55	57	66	75
3号認定(0歳)	10	10	10	10
3号認定(1・2歳)	40	40	40	40
実績	96	92	100	110
2号認定(3~5歳)	60	53	57	66
3号認定(0歳)	5	5	8	11
3号認定(1・2歳)	31	34	35	33
利用率(実績/見込量)	91.4%	86.0%	86.2%	88.0%
2号認定(3~5歳)	109.1%	93.0%	86.4%	88.0%
3号認定(0歳)	50.0%	50.0%	80.0%	110.0%
3号認定(1・2歳)	77.5%	85.0%	87.5%	82.5%

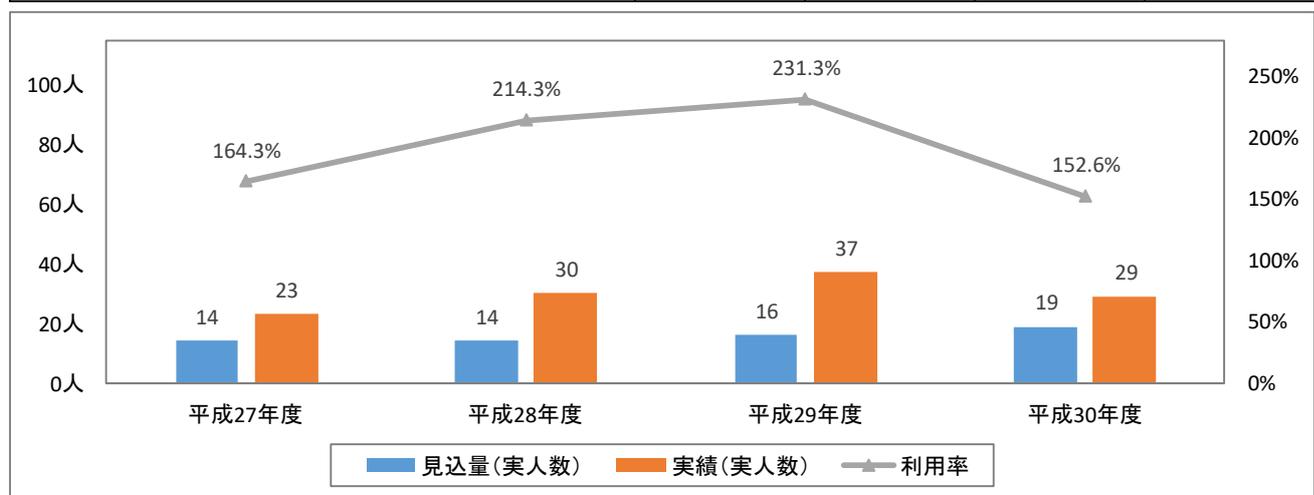


(2) 特定教育施設（幼稚園・認定こども園）

特定教育施設における実績は、平成 29 年度まで増加傾向で推移していましたが、平成 30 年度に減少しています。

見込量と比較すると、すべての年度において実績が見込量を上回っています。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
見込量	14	14	16	19
実績	23	30	37	29
利用率(実績／見込量)	164.3%	214.3%	231.3%	152.6%



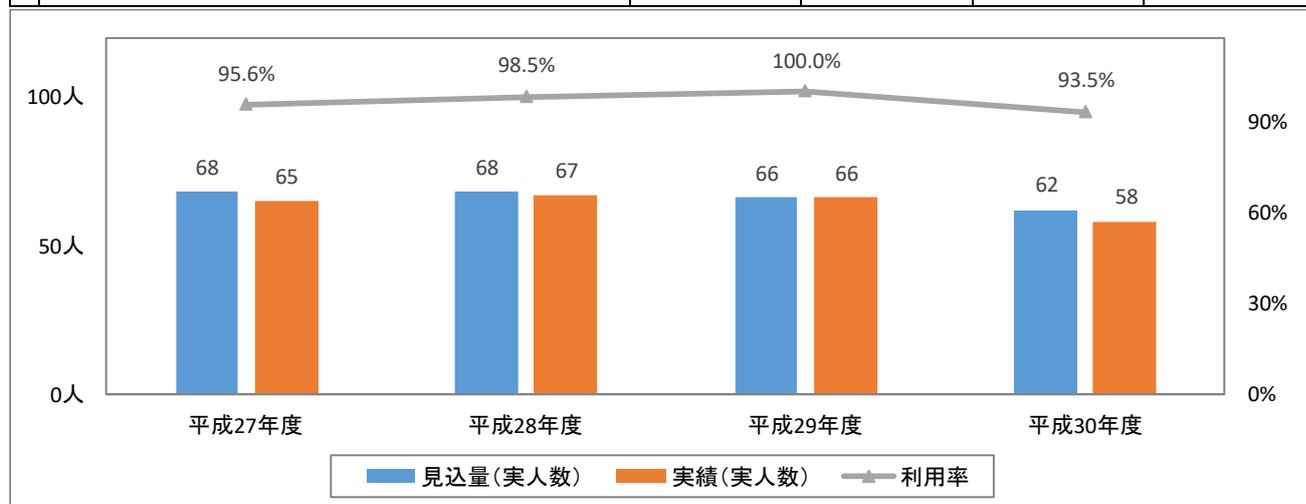
2 地域子ども・子育て支援事業

(1) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

放課後児童健全育成事業における実績は、平成 29 年度以降減少傾向で推移しています。

見込量と比較すると、低学年ではすべての年度で実績が見込量を上回っており、高学年では、すべての年度で実績が見込量を下回っています。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
見込量	68	68	66	62
低学年(6～8 歳)	45	46	47	44
高学年(9～11 歳)	23	22	19	18
実績	65	67	66	58
低学年(6～8 歳)	54	51	59	50
高学年(9～11 歳)	11	16	7	8
利用率(実績／見込)	95.6%	98.5%	100.0%	93.5%
低学年(6～8 歳)	120.0%	110.9%	125.5%	113.6%
高学年(9～11 歳)	47.8%	72.7%	36.8%	44.4%



(2) 延長保育事業

延長保育事業に関しては、第 1 期の見込量及び実績ともにありませんでした。

(3) 病児・病後児保育事業、ファミリー・サポート・センター（病児・病後児）

病児病後児保育、ファミリー・サポート・センター（病児・病後児）に関しては、見込量はあるものの、実績はありませんでした。

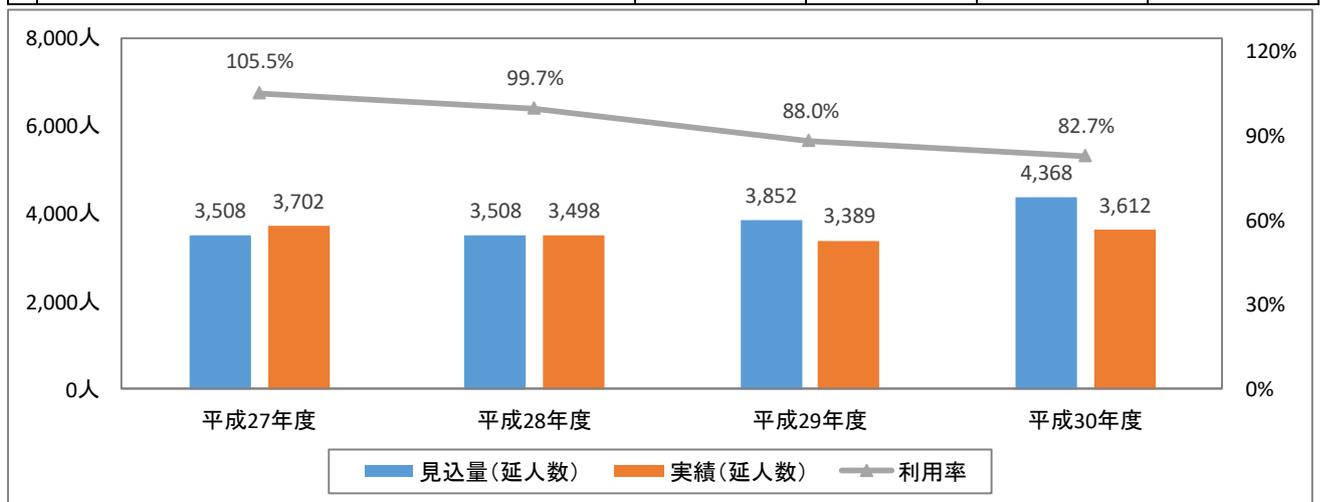
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
見込量	589	599	608	653
実績	0	0	0	0

(4) 一時預かり事業

一時預かり事業における実績は、平成 27 年度の 3,702 人から減少傾向で推移していましたが、平成 30 年度には 3,604 人と増加しています。

見込量と比較すると、平成 27 年度を除くすべての年度で実績値が見込量を下回っています。

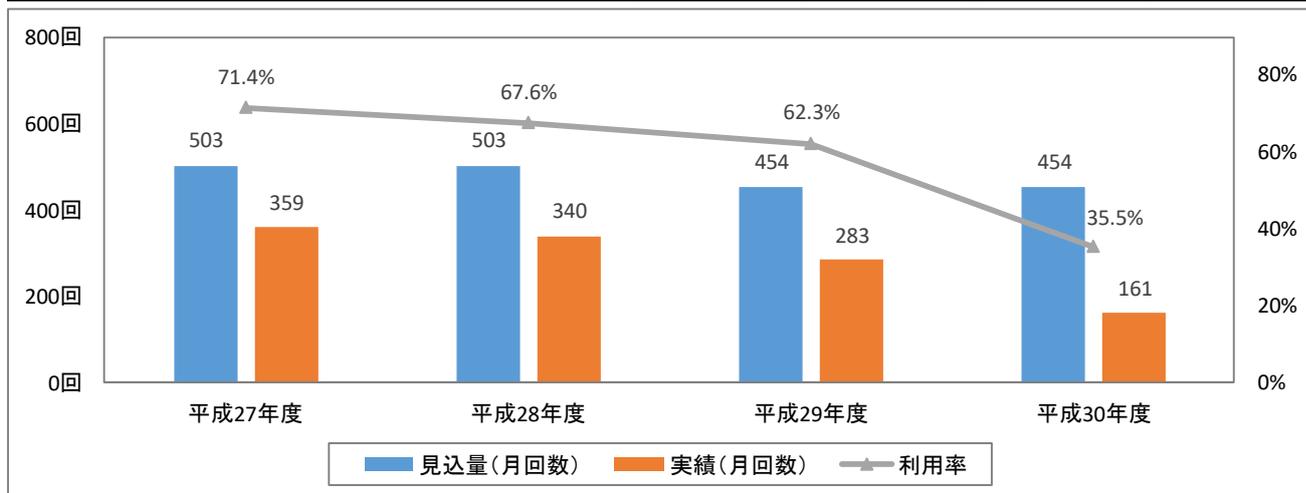
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
見込量	3,508	3,508	3,852	4,368
幼稚園における在園児を対象とした(預かり保育)	2,408	2,408	2,752	3,268
一時預かり(幼稚園型以外)	1,100	1,100	1,100	1,100
実績	3,702	3,498	3,389	3,612
幼稚園における在園児を対象とした(預かり保育)	3,560	3,371	3,300	3,508
一時預かり(幼稚園型以外)	142	127	89	104
利用率(実績／見込量)	105.5%	99.7%	88.0%	82.7%
幼稚園における在園児を対象とした(預かり保育)	147.8%	140.0%	119.9%	107.3%
一時預かり(幼稚園型以外)	12.9%	11.5%	8.1%	9.5%



(5) 地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業における実績は、年々減少傾向で推移しています。
見込量と比較すると、すべての年度で実績が見込量を下回っています。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
見込量	503	503	454	454
実績	359	340	283	161
利用率(実績／見込量)	71.4%	67.6%	62.3%	35.5%



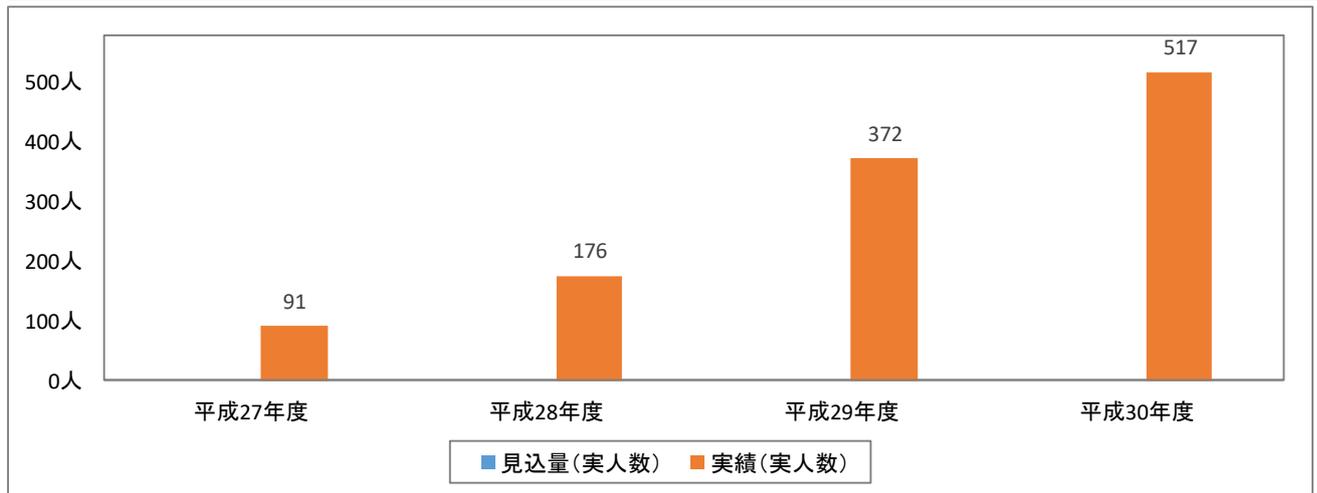
(6) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）に関しては、見込量及び実績ともにありませんでした。

(7) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

子育て短期支援事業（ショートステイ事業）に関しては、見込量はありませんでした。実績があり、年々増加傾向で推移しています。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
見込量	0	0	0	0
実績	91	176	372	517

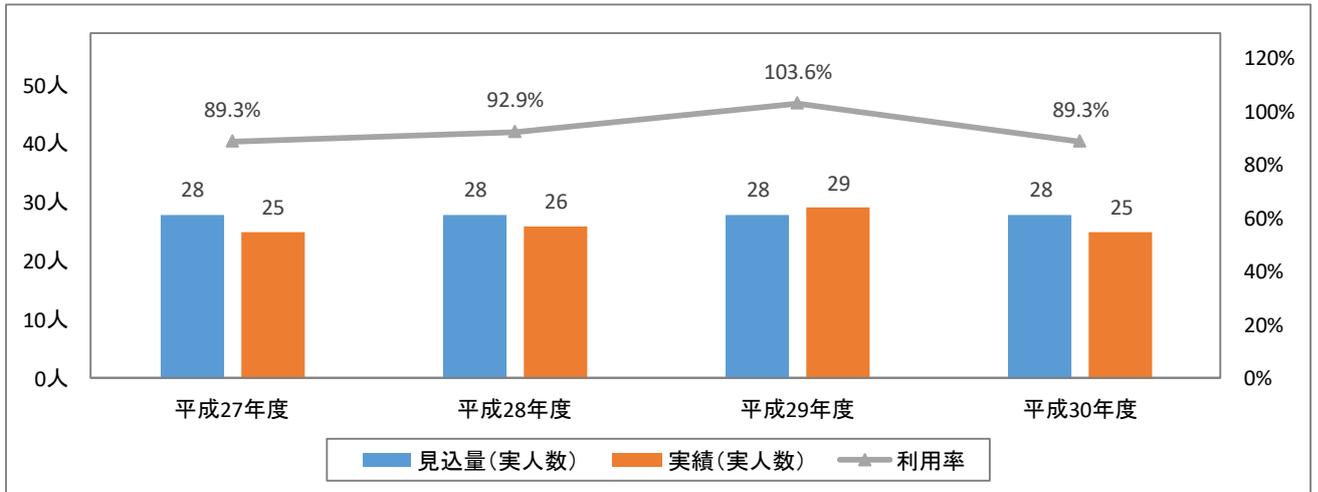


(8) 乳児家庭全戸訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業における実績は、年度ごとの増減はあるものの、ほぼ横ばいで推移しています。

見込量と比較すると、平成 29 年度を除くすべての年度で実績値が見込量を下回っています。

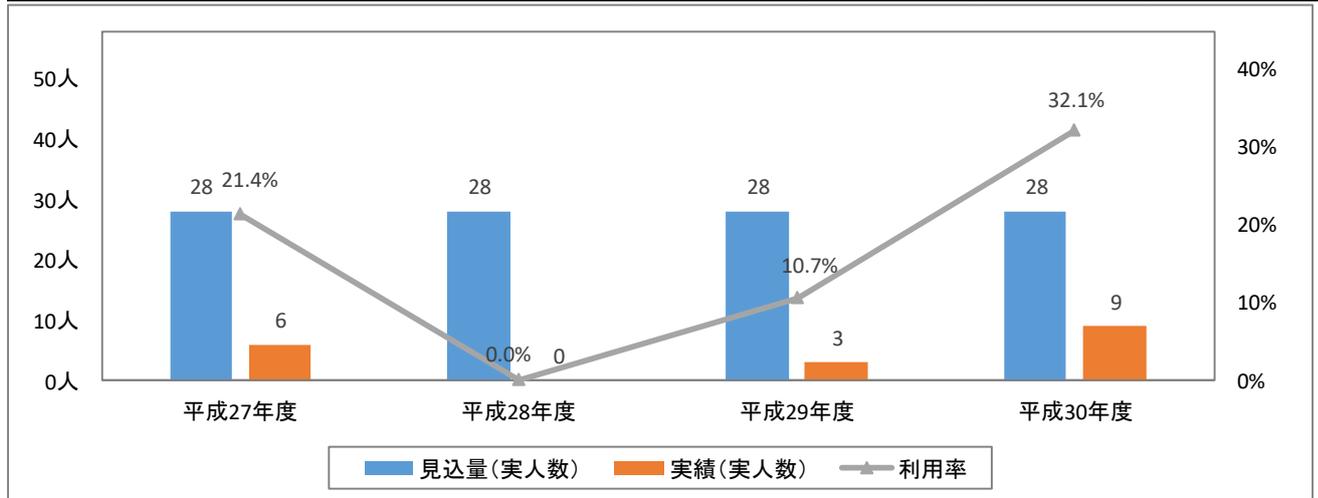
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
見込量	28	28	28	28
実績	25	26	29	25
利用率(実績／見込量)	89.3%	92.9%	103.6%	89.3%



(9) 養育支援訪問事業

養育支援訪問事業における実績は、年度ごとにバラつきがみられます。
見込量と比較すると、すべての年度で実績値が見込量を下回っています。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
見込量	28	28	28	28
実績	6	0	3	9
利用率(実績／見込量)	21.4%	0.0%	10.7%	32.1%

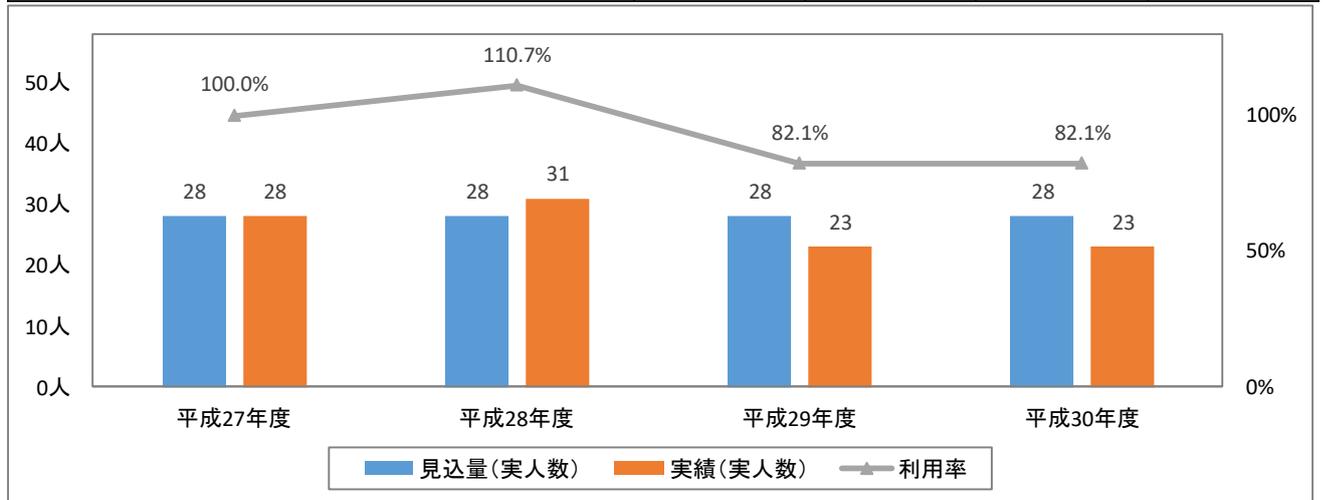


(10) 妊婦健康診査事業

妊婦健康診査事業における実績は、平成 27 年度の 28 人から年度ごとの増減はあるものの、減少しています。

見込量と比較すると、平成 28 年度を除くすべての年度で実績値が見込量を下回っています。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
見込量	28	28	28	28
実績	28	31	23	23
利用率(実績／見込量)	100.0%	110.7%	82.1%	82.1%



参考資料 3

蘭越町子ども・子育て会議委員

区 分	所属・役職名
保護者	蘭越保育所保護者会 代表
	昆布保育所保護者会 代表
	蘭越ひばり幼稚園保護者会 代表
	蘭越小学校保護者会 代表
	昆布小学校保護者会 代表
学識経験者	蘭越町民生委員児童委員協議会 主任児童委員
	蘭越町民生委員児童委員協議会 主任児童委員
	北海愛星学園 施設長
子育て支援 関係者	蘭越ひばり幼稚園 園長
	町立保育所 所長 (兼 子育て支援センター センター長) ○
	町立学童保育所 所長 ◎
行政関係者	蘭越町教育委員会 学務課主幹

◎…会長、○…副会長

